

ごあいさつ

小郡市では、平成 27 年度策定の「小郡市地域福祉計画」及び平成 28 年度に社会福祉協議会に策定していただいた「小郡市地域福祉活動計画」により、一人ひとりの人権を大切にしながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちを目指して、市民参画のもとに「支え合う」地域づくりを進めてきました。

しかしながら、福祉のニーズが多様化し、従来の高齢者や子育て中の人、障がいのある人といった、分野ごとに整備されてきた公的なサービスだけでは対応が難しくなってくる中、市民が「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域の多様な人・団体・機関が「我が事」として参画し、活躍できる『地域共生社会』の重要性は益々、高まっています。また、大規模な自然災害が頻発する中で、地域コミュニティの重要性が再認識されてきており、災害時における要支援者への支援体制の構築も求められています。

そこで、小郡市における地域福祉を推進する指針として「第 2 次小郡市地域福祉計画・小郡市地域福祉活動計画」を策定しました。

本計画は、市民の意見を十分に反映した、市民主体の計画となるよう策定を進めてきました。各種基礎調査や市民ワークショップをはじめ、公募の市民に多数参画していただいた地域福祉計画策定プロジェクト（小郡まちづくり一つながるプランおごおりー）を実施し、基本目標や重点的な取組等について、広く市民のみなさんにご意見をいただきながら、策定を進めてきました。また、その中で多く挙げられた意見やキーワードをもとに「だれもが『つながり』と『支え合い』のなかで、幸せを実現できるまちおごおり」という基本理念を掲げさせていただき、それぞれの目標達成に向けて施策を推進することとしています。

また、今回は本計画と小郡市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」の 2 つの計画について、協力して策定し、1 冊にまとめることで、市民と行政、社会福祉協議会の取組をよりわかりやすいものにしていきます。

結びに、この計画策定にあたり、ご尽力いただきました「小郡市地域福祉計画策定委員会」の皆様をはじめ、地域福祉に関する市民意識調査や策定プロジェクト会議等を通じて、ご意見をいただきました関係機関や市民の皆様にご心からお礼申し上げますとともに、今後とも計画の推進に対しまして、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月



小郡市長 加地 良光

ごあいさつ

近年、私達が暮らす社会は、生活に密着した様々な機器などの発達により「便利さ、豊かさ」が確保されてきている反面、核家族化、高齢者のみ世帯、生活困窮者世帯などの生活課題も複雑・多様化してきており、住民のつながりや支え合いの大切さが再認識されています。

本会では、第1次計画の考え方を踏まえ、公的制度・サービスだけでは解決が難しい問題に対し、小郡市と本会が共通の理念や目標を持ち、人や地域が抱える課題を人ごととしてではなく、自分のこととして捉え地域住民と一緒に地域福祉を推進していくことが重要と考えます。



小郡市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う民間の団体であり、誰もが安心して暮らすことができる「福祉のまちづくり」に取り組むことを使命としています。この使命を果たすために、社会福祉協議会として実践していくべき取組や仕組みづくりを計画的・継続的に進めていけるよう「第2次小郡市地域福祉計画・小郡市地域福祉活動計画」を策定しました。

小郡市が策定する「小郡市地域福祉計画」と合わせて車の両輪のように、充実した小郡市の地域福祉を目指すため、住民の皆様をはじめ行政、関係機関、事業所などと連携・協力しながら様々な取組を進めて参りますので、今後とも皆様のご参加とご協力をお願い致します。

終わりに、この計画の策定にあたり、ご意見やご提言をいただきました「小郡市地域福祉計画策定委員会」の皆様をはじめ、地域福祉に関する市民意識調査や策定プロジェクト会議にご参加・ご協力いただきました福祉関係者、住民の皆様にご心からお礼申し上げます、挨拶とさせていただきます。

令和2年3月

小郡市社会福祉協議会 会長 吉塚邦之

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 基本的な考え方	3
3 計画の位置づけ	9
4 計画の期間.....	10
5 計画の策定体制と方法.....	11
第2章 地域福祉を取りまく現状と課題のまとめ	13
1 社会の動き.....	14
2 小都市の状況	16
3 各種調査結果等の概要	24
4 策定プロジェクトの実施.....	35
第3章 計画の基本的な考え方	39
1 基本理念.....	40
2 基本目標.....	41
3 重点的な取組	42
(1) 地域での福祉活動の担い手育成の推進	42
(2) 行政・地域間での積極的な情報共有の推進	44
(3) 困りごとに対し包括的に支援する体制の構築	45
4 施策の体系.....	47

第4章 施策の展開..... 49

1 いつでもどこでも相談できる仕組みづくり..... 50

取組の柱1-1 相談機能の強化

- 1 相談を包括的に受け止める体制を強化する 50
- 2 身近で気軽な相談支援をすすめる 52

取組の柱1-2 情報受発信の強化

- 1 サービスや支援の情報をわかりやすく伝える 54
- 2 住民への福祉教育や啓発をすすめる 56

2 みんなで地域を支える仕組みづくり..... 58

取組の柱2-1 担い手の育成

- 1 人材の育成を推進する 58
- 2 ボランティア活動の活性化を図る 60

取組の柱2-2 参加・参画機会の充実

- 1 地域での交流の場・活躍の場をつくる 62
- 2 協働による福祉の推進を行う 64

3 安全・安心に暮らせる仕組みづくり..... 66

取組の柱3-1 支援体制・福祉サービスの充実

- 1 福祉サービスの量や質の充実を図る 66
- 2 地域での見守りや助け合いをすすめる 68

取組の柱3-2 いのちを守る支援の充実

- 1 生活困窮者への支援を充実させる 70
- 2 複雑な課題を抱える人や、いのちを守る取組を支援する 72
- 3 災害に備えた取組をすすめる 74

第5章 計画の推進に向けて..... 77

資料編..... 81

※計画書内における漢字表記等の使い分けについて

「子ども」・「子供」

法律、条令、事業名等で「子供」表記がされている場合以外は、「子ども」表記としています。

「障がい」・「障害」

法律、条令、事業名等で「障害」表記がされている場合以外は、「障がい」表記としています。

「平成31年度」・「令和元年度」

平成31年時点（～2019年4月）の数値については、平成31年度表記としています。

第1章 計画の策定にあたって

1

計画策定の趣旨

人口減少・少子高齢化や世帯の小規模化、一人ひとりの価値観や生活様式の多様化など、社会環境の変化により人と人とのつながりが次第に希薄化し、家庭や地域で支えあう力が弱まりつつあります。そのような中、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、さらには、ひきこもりや子育て家庭の孤立、虐待、経済的に困窮している世帯、自殺など新たな課題が表面化してきています。

このように、市民の福祉ニーズが多種多様化する中、従来の高齢者や子育て中の人、障がいのある人といった、制度・分野ごとの「縦割り」で整備されてきた公的なサービスだけでは対応が難しくなっています。

そこで、公的なサービスを基本としつつも、市民が「支え手側」と「受け手側」にわかれるのではなく、地域住民や地域の多様な人・団体・機関が「我が事」として参画し、主体的な支え合いにより、暮らしと生きがいとともに創っていく地域共生社会の実現が求められています。

また、平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震、平成30年7月の西日本豪雨など大規模災害が頻発し、小郡市でも平成30年から毎年、豪雨による災害が発生する中、地域コミュニティの重要性が再認識されてきており、災害時における要支援者への支援体制の構築も求められています。

本市では、平成27年3月に「小郡市地域福祉計画」を策定し、平成28年3月には「小郡市地域福祉活動計画」を策定、地域における人と人との「つながり」を再構築し、一人ひとりの人権を大切にしながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民参画のもとに「支え合う」ための仕組みをつくることを目指してきました。

本計画においても、前回計画の考え方を引き継ぎながら、市民をはじめ地域の多様な人・団体・機関が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく『地域共生社会』を実現していくため、本市における地域福祉を推進する指針としての「第2次小郡市地域福祉計画・小郡市地域福祉活動計画」を策定します。

2

基本的な考え方

(1) 計画のとらえ方

■ 「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、本市における「地域での助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するための計画です。人と人とのつながりを基本として、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取組を進め、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らすことができる「ともに生きる地域社会づくり（地域共生社会）」を目指すための「理念」と「仕組み」を示します。

■ 「地域福祉活動計画」とは

「地域福祉活動計画」は、地域住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者などの民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会が、中心となって策定するものです。

■ 地域福祉計画・地域福祉活動計画両計画の一体的な策定

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、民間の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は共通の目的を持ち、いわば車の両輪のように、地域住民をはじめとする地域福祉の推進に関わる様々な担い手の協力と参画を得ながら、取組を展開していく必要があります。

これらが一体となった計画を策定していくことにより、小郡市と小郡市社会福祉協議会を中心として、地域住民や民生委員児童委員、行政区やボランティア団体、さらにNPO法人、福祉や介護サービス事業所、関係機関・団体など、地域福祉の推進に関わる様々な担い手との連携や協働のあり方を明確にした、より実効性のある活動が可能となります。

このような考え方に基づき、小郡市及び小郡市社会福祉協議会では、地域住民が、身近な地域でお互いに支えあう仕組みを整えるとともに、地域福祉に関する活動などを積極的に推進するため、両計画を一体的に策定するものとします。

(2) 地域福祉のとらえ方

■ 「地域福祉」に関わる法改正の変遷

平成12年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」に改正された際に、地域社会のあり方として住民同士のお互いの支え合い・助け合いによる支援と、公的な福祉サービスの充実を両輪とした「地域福祉の推進」の必要性が第4条に明記されました。

また、平成27年4月には、生活困窮者の自立の促進と生活困窮者支援を通じた地域づくりを目指した「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

その後、平成29年6月には、地域包括ケアシステムの深化・推進を大きな柱の一つにした「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、この法改正に伴う社会福祉法の改正では、「地域共生社会」の実現に向けた取組の方向性が示されました。

具体的には、地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民や世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握と関係機関との連携などによる解決が図られることを目指すことが明記されました。また、そのために、

- ①地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ②住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整などを行う体制整備
- ③主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関などの関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制構築

などの包括的な支援体制づくりに、市町村が努めることが規定されました。

■ 「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

本計画では、地域での支え合いや助け合いによる福祉の取組とそのための支え合いの仕組みづくりなどを中心に示していきます。そして、そのような取組を実現していくためには、市民一人ひとりの役割や隣近所などの身近なつながりで助け合うこと、地域の組織や団体が取り組むこと、社会福祉協議会が取り組むこと、市役所などの行政機関が取り組むことなど、地域社会を構成するそれぞれの立場での役割に応じて行動していくことが重要です。このことは、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点で整理することができます。

<地域福祉の向上に向けた4つの助け>

自助	個人や家族による支え合い・助け合い (個人や最も身近な家族が解決にあたる)
互助	身近な人間関係の中での組織化を前提としないお互い様の気持ちによる自発的な支え合い・助け合い (隣近所の友人や知人、別居する家族が、お互いに支え合い、助け合う)
共助	地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の施設・事業所などが組織的に、協働していくことによる支え合い・助け合い (「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支え合い、助け合う)
公助	保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づき、行政機関が公的な福祉サービスを提供することや地域における福祉活動を支援することによる支え (行政でなければできないことは、行政がしっかりとする)

※4つの助けの定義について

厚生労働省では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住んでいる地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。この地域包括ケアシステムの中で定義されている自助・互助・共助・公助は、費用負担のあり方により区分されています。

すなわち、公助が税による公の負担であるのに対し、共助は介護保険などの社会保険被保険者の負担による支援であると位置づけています。さらに、互助は費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なものとされています。

社会福祉法（抜粋）

第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

「地域福祉」という言葉が法令条文の中ではじめて登場し、さらに、「地域福祉の推進」が社会福祉の増進のための方法のひとつとして明記されています。

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

地域住民と社会福祉に関する活動を行う者（地域ボランティアなど）が、公的機関や社会福祉法人などと連携を図りながら、地域福祉を推進する重要な担い手として期待されることが明記されています。

また、地域住民や福祉関係者が、①本人のみならず、その人が属する世帯全体に着目し、②福祉、介護、保健医療に限らない、様々な生活課題を把握するとともに、③行政などと協働し、課題を解決していくことが必要である旨を定め、「我が事・丸ごと」の包括的支援の理念を明確化しています。

社会福祉法（抜粋）

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条（注：第106条の3）第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

市町村において、住民などの参画による地域福祉計画の策定が明記され、計画に盛り込むべき事項が示されています。

注：第106条の3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

①地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取組、②様々な相談を「丸ごと」受け止める場の整備、③相談機関の協働、ネットワーク体制の整備などを通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の努力義務としています。

社会福祉法（抜粋）

第109条 （市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

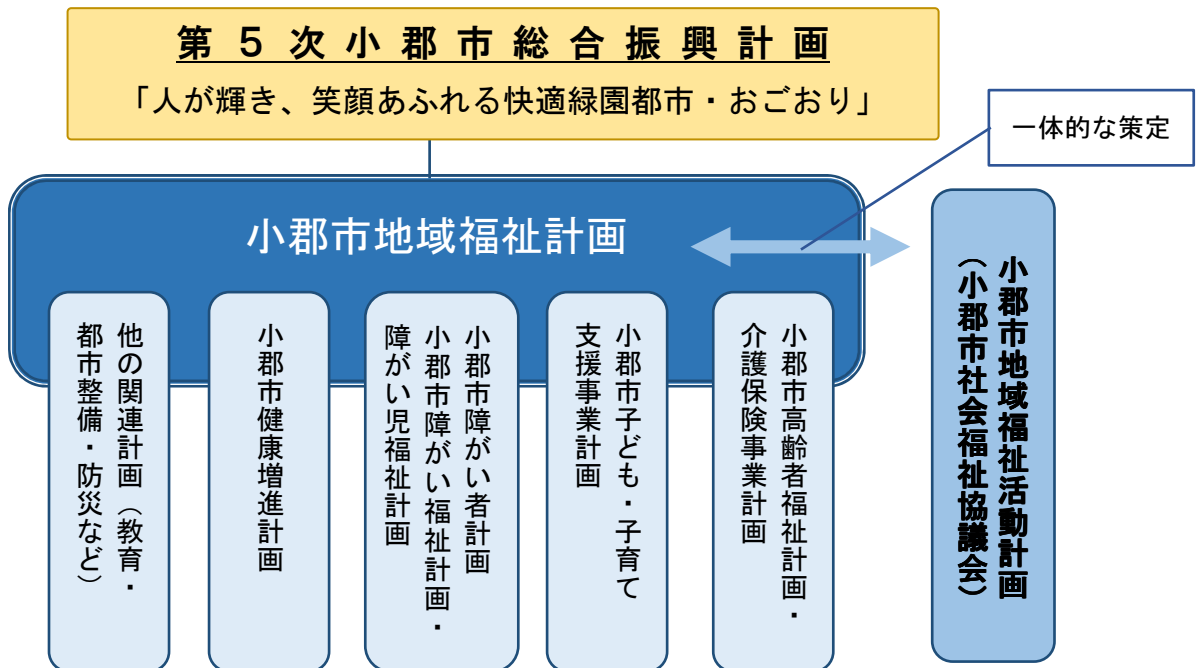
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

3 計画の位置づけ

「小郡市地域福祉計画」は、第5次小郡市総合振興計画を上位計画とし、これまでに策定された各分野の福祉計画を横断的につなぐとともに、関連する計画の中でも大きな目標として掲げられている「地域での支え合いや助け合い」を共有しながら、整合性と連携を確保して策定しています。また、「小郡市地域福祉計画」は、既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、すべての市民を対象に、地域における福祉活動を推進するための計画となります。

「小郡市地域福祉活動計画」は、市民や地域の様々な関係者などの協働により、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進する活動を行っていくための活動・行動計画です。小郡市が策定した計画との連携をはかり、小郡市と協働しながら推進していきます。

<小郡市地域福祉計画・小郡市地域福祉活動計画の位置づけ>



4 計画の期間

「小郡市地域福祉計画・小郡市地域福祉活動計画」の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

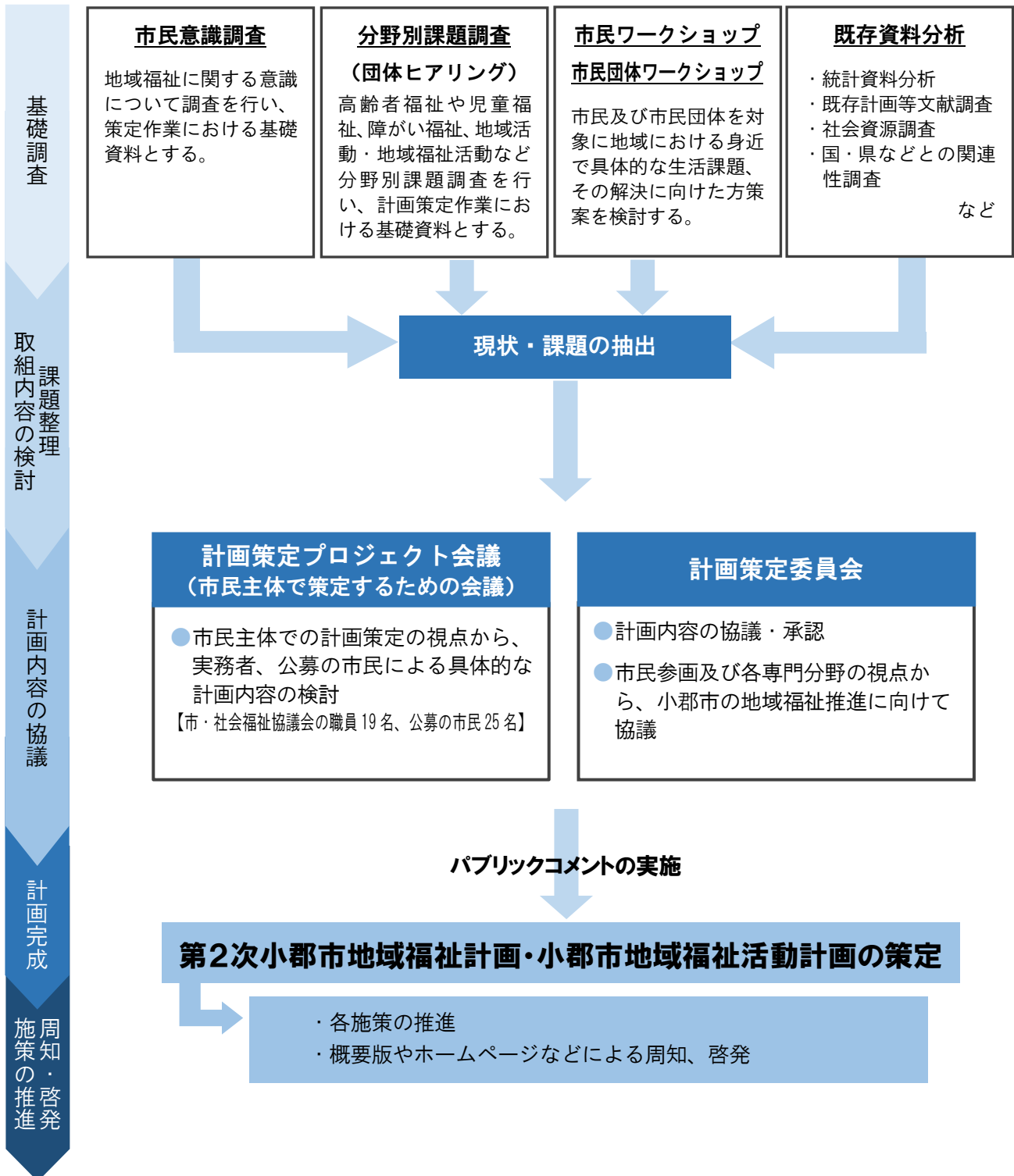
また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成31年度 /令和元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第1次 小郡市地域福祉計画					第2次 <u>小郡市地域福祉計画</u> <u>小郡市地域福祉活動計画</u>				
第1次 小郡市地域福祉活動計画									

5

計画の策定体制と方法

小郡市地域福祉計画・小郡市地域福祉活動計画の策定にあたっては、策定過程そのものが地域福祉の推進につながるよう市民が計画づくりに参画できる機会を設けました。



第2章 地域福祉を取りまく現状と課題のまとめ

1 社会の動き

(1) 人口減少社会の本格化

我が国の総人口は、平成20（2008）年をピークに減少局面に入っています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（平成29（2017）年推計）によると、2020年代初めの総人口は毎年50万人程度の減少であるものの、2040年代頃には毎年90万人程度の減少となり、人口減少の加速が予想されています。さらに地方では、若年層を中心とする人口流出や死亡数が出生数を上回る自然減により、都心部より早く人口減少が進行しています。

また、我が国の年少人口（0～14歳）は昭和25（1950）年の2,979万人から、平成27（2015）年の1,595万人にまで減少しています。また、合計特殊出生率は最も落ち込んだ平成17（2005）年の1.26から、平成27（2015）年の1.45にまで上昇傾向が続いていたものの、平成29年には1.43となり、政府が目標に掲げている「出生率1.8」には達しておらず、依然として少子化傾向が続くと見込まれています。

一方で、老年人口（65歳以上）は平成27（2015）年に3,387万人と、国民の4人に1人以上が高齢者となっています。令和7（2025）年には団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）に達し、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると老年人口は3,677万人と、人口の3割に達することが予測されています。

(2) 超高齢社会の到来と地域コミュニティのあり方の変化

我が国の医療費は、平成27（2015）年度に42.3兆円に達し、高齢化の進行に伴い社会保障関係費は大幅に増加しており、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防、介護予防等の取組の重要性も増しています。

また、地域で安心して日常生活を送る上で、行政区（自治会）など地縁に基づく地域コミュニティは重要な存在ですが、高齢化等に伴う担い手の減少や人間関係の希薄化の進行などにより、行政区（自治会）への加入率が低下するなど、地域コミュニティの衰退が指摘されています。

そのような中、元気な高齢者に地域の担い手となることが期待されるなど、仕事やまちづくりにおいて高齢者が活躍できる環境づくりが重要となっています。

(3) 子育てしやすい環境づくりの必要性

少子化の進行や生産年齢人口の減少に歯止めをかけるためにも、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備が全国的に求められています。

こうした中、量と質の両面から子育てを社会全体で支えるため、子ども子育て支援新制度が施行され、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実に向けた取組が進められています。平成 29 (2017) 年 9 月には「人づくり革命」の一環として幼児教育、高等教育等の無償化が示され、令和元年 10 月より施行されました。待機児童ゼロに向けた保育の受け皿確保と合わせて、子育てや教育への支援の重点的な取組がスタートしています。

(4) 防災に対する意識の高まり

平成 23 (2011) 年に発生した東日本大震災を皮切りに、台風や予想し得ない局地的な集中豪雨など、災害対策への関心は全国的に高まっています。近年では、平成 28 (2016) 年 4 月の熊本地震、平成 29 年 7 月には福岡県・大分県に大きな被害をもたらした九州北部豪雨、平成 30 年以降は、本市においても豪雨による甚大な被害が発生し、命を脅かす大規模な災害が、身近に起こりうることが再認識されています。また、役所自体が被災したこと等により、行政機能が維持できないケースも多くみられており、あらためて地域コミュニティによる自助・互助及び正確な情報周知の重要性が叫ばれています。

2

小郡市の状況

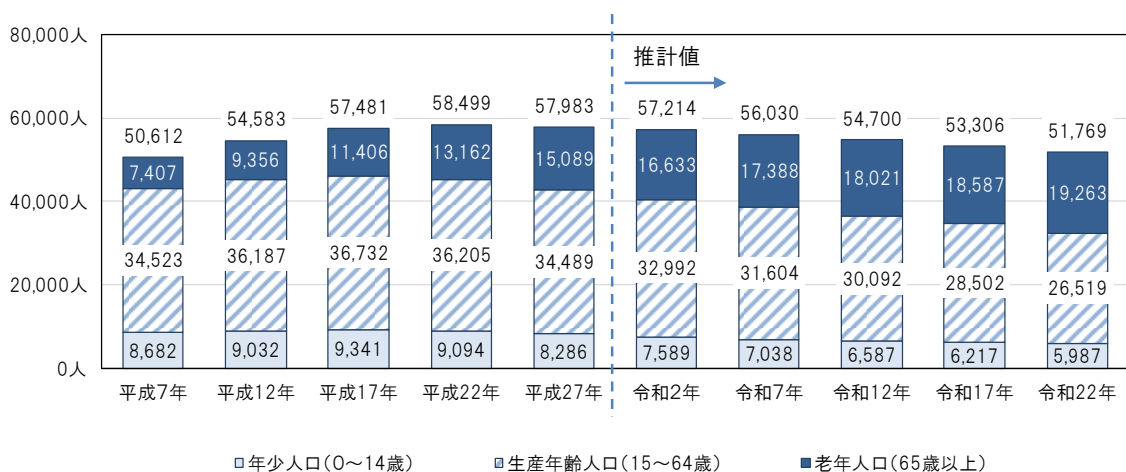
(1) 年齢3区分別人口構成の推移

国勢調査での小郡市の人口の推移を見ると、平成7年の50,612人から平成22年には58,499人となり、15年間で7,887人増加し、増加傾向にありましたが、平成27年には57,983人と、減少がみられます。

年少人口（0～14歳）は、総人口に対する構成比でみると、平成7年に17.2%であったものが、一貫して減少し、平成27年には14.3%となりました。生産年齢人口（15～64歳）は、平成7年から平成17年にかけて増加していましたが、その後減少に転じ、平成27年には34,489人と、20年間で34人減少しています。老年人口（65歳以上）は、平成7年の7,407人から平成27年には15,089人となり、7,682人増加しました。総人口に対する構成比、いわゆる高齢化率は、平成7年には14.6%であったものが、平成27年には26.0%となりました。

また、国立社会保障・人口問題研究所の予測では、5年後の令和7年には老年人口が17,388人まで増加すると見込まれており、加速する少子高齢化に対応できる地域福祉の推進がこれからも求められます。

<年齢3区分別人口構成の推移（実績及び推計値）>



資料：国勢調査 国立社会保障・人口問題研究所
※平成7～27年の合計値は年齢不詳を含む（令和2年以降は含まない）。

※平成27年国勢調査時のデータを使用した推計のため、現時点での人口数値とのかい離があります。
住民基本台帳では2019年4月1日時点での人口が59,527人となっていますが、上記の推計と同じように推移（減少）していくと考えられます。

(2) 世帯構成の推移

小郡市の一般世帯総数は増加傾向にあり、平成7年の15,223世帯から平成27年には20,909世帯となり、20年間で5,686世帯増加しました。

核家族世帯は、平成7年の10,086世帯から平成27年には13,873世帯となり、20年間で3,787世帯増加しましたが、一般世帯総数に対する割合は大きな変化がみられません。一方、親族世帯は増加しているものの、一般世帯総数に対する割合は平成7年の85.0%から平成27年には77.1%まで減少しました。このことは親族世帯のうち、核家族世帯を除くその他の親族世帯（孫・子・親からなる3世代世帯が多くを占める）の割合が減少したことを意味します。

単独世帯については、世帯数が平成7年の2,271世帯から平成27年には4,692世帯となり、20年間で約2倍に増加しました。一般世帯総数に対する割合をみると、平成7年に14.9%であったものが、平成27年では22.4%まで増加しました。

<世帯構成の推移>

単位：世帯

	一般世帯総数	親族世帯							非親族世帯	単独世帯
			核家族世帯				その他の親族世帯			
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども				
平成7年	15,223	12,939 85.0%	10,086 66.3%	2,722	6,220	147	997	2,853	13	2,271 14.9%
平成12年	17,232	14,400 83.6%	11,614 67.4%	3,358	6,847	178	1,231	2,786	46	2,786 16.2%
平成17年	18,773	15,452 82.3%	12,740 67.9%	3,804	7,181	218	1,537	2,712	66	3,255 17.3%
平成22年	19,967	16,046 80.4%	13,528 67.8%	4,198	7,405	249	1,676	2,518	104	3,815 19.1%
平成27年	20,909	16,114 77.1%	13,873 66.3%	4,536	7,332	260	1,745	2,241	97	4,692 22.4%

資料：国勢調査

※平成22年、平成27年の一般世帯総数は、世帯の家族類型「不詳」を含む。

第2章 地域福祉を取りまく現状と課題のまとめ
2 小郡市の状況

高齢者がいる世帯に注目すると、増加傾向にあり、平成7年の4,776世帯から平成27年には9,226世帯となりました。また、一般世帯総数に対する割合も平成7年には31.4%であったものが、平成27年には44.1%となりました。また、ひとり暮らし世帯数及び高齢者夫婦世帯も、平成27年にかけて一貫して増加しています。

小郡市では高齢者のみの世帯がこれからも増え続けることが想定されるため、地域において互いに支え合う仕組みづくりがより一層重要になってきます。

＜高齢者世帯構成の推移＞

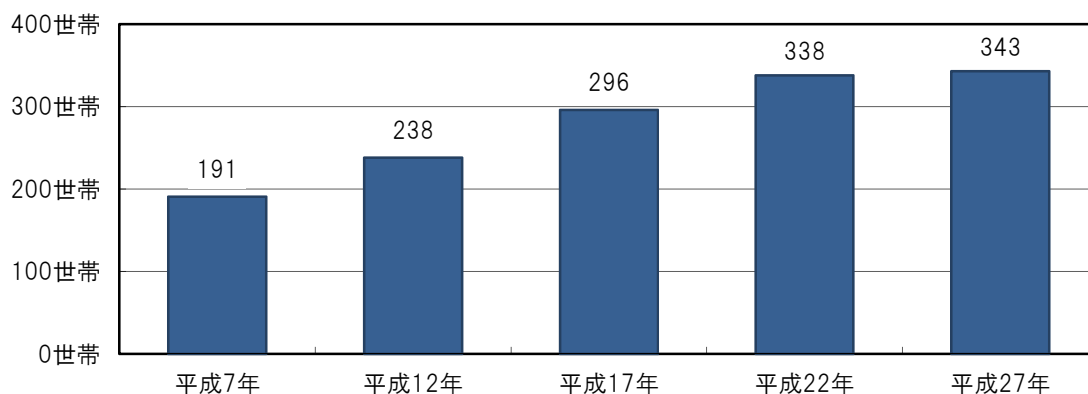
単位：世帯

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯総数	15,223	17,232	18,773	19,967	20,909
65歳以上の高齢者のいる世帯	4,776	5,919	7,024	8,138	9,226
構成比	31.4%	34.3%	37.4%	40.8%	44.1%
ひとり暮らしの世帯	561	828	1,168	1,547	1,962
構成比	11.7%	14.0%	16.6%	19.0%	21.3%
高齢者夫婦世帯	1,065	1,575	1,956	2,387	2,815
構成比	22.3%	26.6%	27.8%	29.3%	30.5%
その他の世帯	3,150	3,516	3,900	4,204	4,449
構成比	66.0%	59.4%	55.5%	51.7%	48.2%

資料：国勢調査

ひとり親世帯（未婚、死別または離別の女親、男親とその未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯）の推移についてみると、増加傾向にあり、平成7年に191世帯であったものが、平成27年には343世帯となりました。

＜ひとり親世帯の推移＞



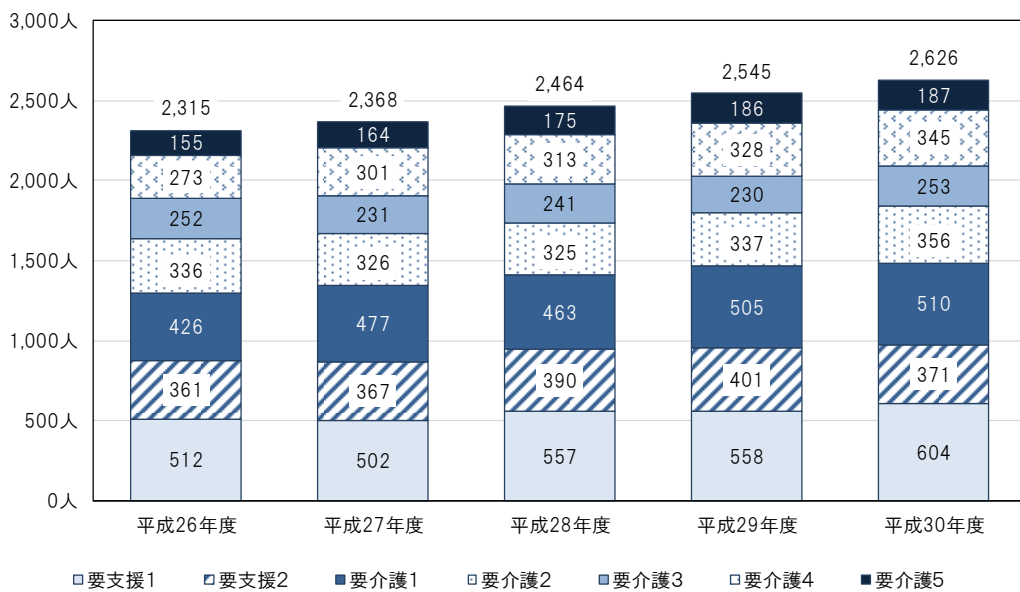
資料：国勢調査

(3) 要介護（支援）認定者数の状況

介護保険制度による要介護（支援）の認定者の総数は、平成26年度の2,315人から平成30年度には2,626人となり、高齢者人口の増加とともに、増加傾向にあります。

その内訳をみると、平成26年度で軽度者（要支援1、2及び要介護1）が1,299人（56.1%）、中度者（要介護2、3）が588人（25.4%）、重度者（要介護4、5）が428人（18.5%）であったものが、平成30年度には軽度者が1,485人（56.5%）、中度者が609人（23.2%）、重度者が532人（20.3%）となり、特に重度者の占める割合が増加している傾向にあります。

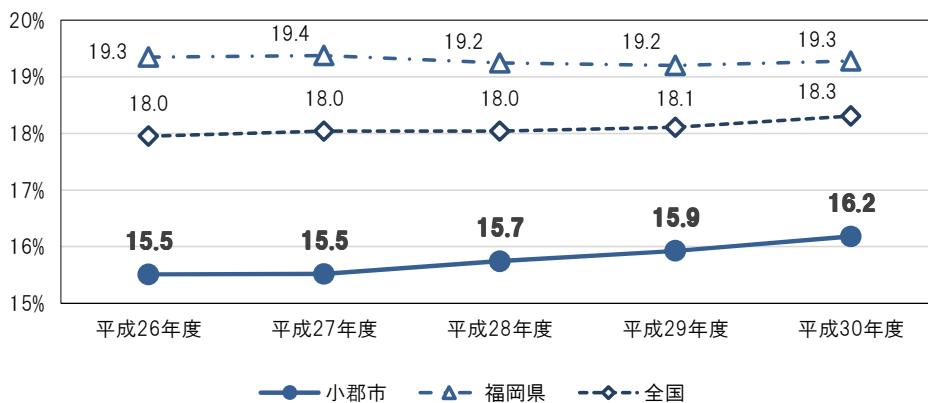
＜要介護（支援）認定者数の推移＞



資料：介護保険事業状況報告（各年10月）

要介護認定率（第1号被保険者数に占める要介護（支援）認定者数の割合）は、増加傾向にあるものの、全国・福岡県と比較すると、低水準で推移しています。

＜要介護（支援）認定率の推移＞



資料：介護保険事業状況報告（各年10月）

(4) 就園の状況

保育所（園）の利用児童数は、0～5歳児全てにおいて年々増加している傾向にあり、特に、平成29年から平成30年にかけて利用者数が大きく増加しています。

＜認可保育所（園）・幼稚園児数の推移＞

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
認可保育所（園）	3～5歳児	691	685	709	732
	1・2歳児	400	405	403	455
	0歳児	126	122	138	152
幼稚園		871	802	861	865

資料：認可保育所（園）子育て支援課、幼稚園 教務課（5月1日現在）

(5) 障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳の所持者数をみると、平成28年度以降は増加傾向にあり、平成30年度には2,062人となっています。障がい種別では、平成30年度では肢体不自由が全体の約5割を占め、また、内部障がい約3割を占めています。療育手帳の所持者数をみると、平成28年度から平成30年度にかけて31人増加しています。精神障害者保健福祉手帳の所持者数をみると、平成27年度から平成29年度にかけて106人増加しており、平成30年度はそこからわずかに減少して398人となっています。自立支援医療受給者証所持者数をみると、平成28年度から平成29年度にかけて減少したものの、翌年には増加し、平成30年度には801人となっています。

＜各障害者手帳等所持者数の推移＞

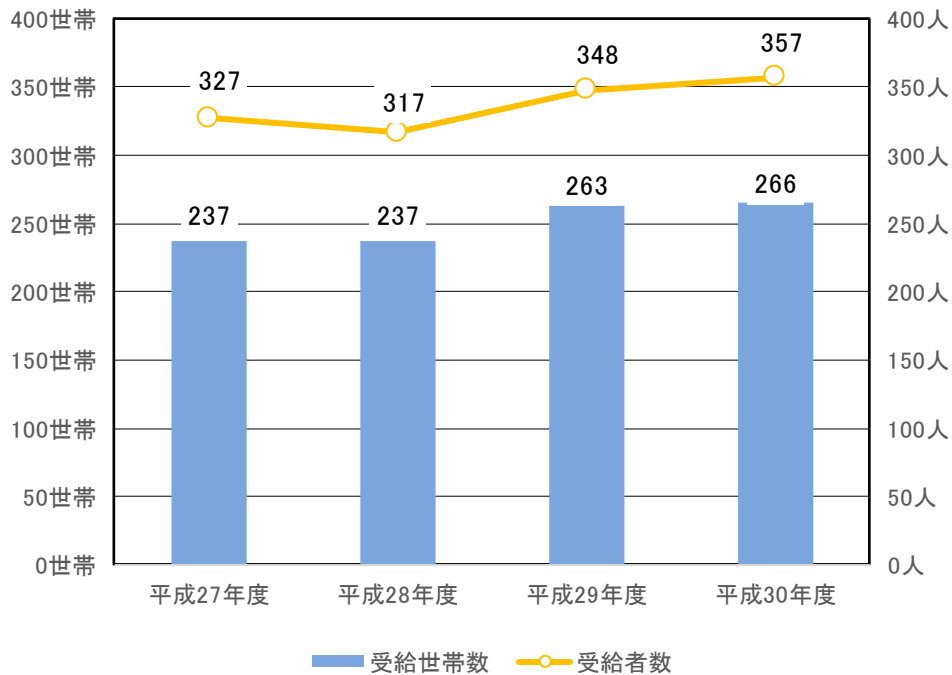
区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
身体障害者手帳所持者数（総数）		2,065	2,050	2,057	2,062
障 が い 種 別	視覚障がい	136	126	141	149
	聴覚・平衡機能障がい	222	224	227	210
	音声・言語・そしゃく機能障がい	23	23	24	26
	肢体不自由	1,132	1,097	1,066	1,059
	内部障がい	549	577	596	615
	運動機能	3	3	3	3
療育手帳所持者数（総数）		394	379	383	410
精神障害者保健福祉手帳所持者数（総数）		304	323	410	398
自立支援医療受給者証所持者数（総数）		710	774	728	801

資料：福祉課（各年4月1日現在）

(6) 生活保護世帯の状況

生活保護受給者数をみると、平成27年度では327人でしたが、平成30年度には357人まで増加しています。受給世帯数をみると、平成27年度では237世帯でしたが、平成30年度には266世帯まで増加しています。

＜生活保護世帯の推移＞



資料：福祉課（各年4月1日現在）

(7) 民生委員児童委員やボランティア団体などの状況

民生委員児童委員は、民生委員法に基づき、市民の中から選ばれ都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。民生委員児童委員の中には児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員がいます。

また、多くの団体が、小郡市ボランティア情報センターに登録され、地域において活躍しています。

民生委員児童委員	86人（定数）
主任児童委員	14人（定数）

資料：福祉課（R1年12月1日一斉改選時点※3年に1回見直し）

ボランティア情報センターのボランティア登録団体数	34団体
--------------------------	------

資料：福祉課（H31年4月1日現在）

(8) 福祉サービスなどに関わる施設・事業所の状況

小郡市内に所在する高齢者福祉・介護分野、児童福祉・子育て支援分野、障がい福祉分野の福祉サービスに関わる施設・事業所の状況は、以下の通りです。

<高齢者福祉・介護分野>

施設・事業所	箇所数
養護老人ホーム	1
ケアハウス	2
介護付有料老人ホーム	1
住宅型有料老人ホーム	4
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	3
介護老人保健施設（老人保健施設）	2
介護療養型医療施設	2
介護付医療院	1
訪問介護（ホームヘルプ）事業所	9
訪問看護事業所	7
通所介護（デイサービス）事業所	12
通所リハビリテーション（デイケア）事業所	7
短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）事業所	8
認知症対応型通所介護事業所	1
小規模多機能型居宅介護事業所	4
看護小規模多機能型居宅介護事業所	1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業所	11
生きがい活動支援通所サービス（生きがいデイサービス）事業所	6
居宅介護支援事業所（地域包括支援センターを含む）	10
在宅介護支援センター	2

資料：介護保険課（R1年10月1日現在）

＜児童福祉・子育て支援分野＞

施設・事業所	箇所数
認可保育所（園）等	15
幼稚園	4
小学校（公立）	8
中学校（公立）	5
特別支援学校	1
児童養護施設	1
子育て支援センター	5
児童発達支援センター	2
児童発達支援事業所	7
放課後等デイサービス事業所	9
保育所等訪問支援事業所	2
学童保育所	8

資料：福祉課・子育て支援課・子ども育成課・保育所・幼稚園課・教務課
(R1年10月1日現在)

＜障がい福祉分野＞

施設・事業所	箇所数
施設入所支援	1
共同生活援助（グループホーム）事業所	6
居宅介護事業所	5
重度訪問介護事業所	5
同行援護事業所	2
生活介護事業所	5
自立訓練（生活訓練）事業所	2
就労移行支援事業所	2
就労継続支援（A型）事業所	4
就労継続支援（B型）事業所	7
短期入所（ショートステイ）事業所	2
相談支援事業所	6
地域活動支援センター	2
福祉有償運送事業者	1
地域移行支援	1
地域定着支援	1

資料：福祉課（R1年10月1日現在）

3

各種調査結果等の概要

(1) 地域福祉に関する市民意識調査

市内にお住まいの方々に対するアンケート調査を実施し、福祉観、地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、市民の方々のご意見やご提言を広くお聞きしました。

● 調査の実施概要

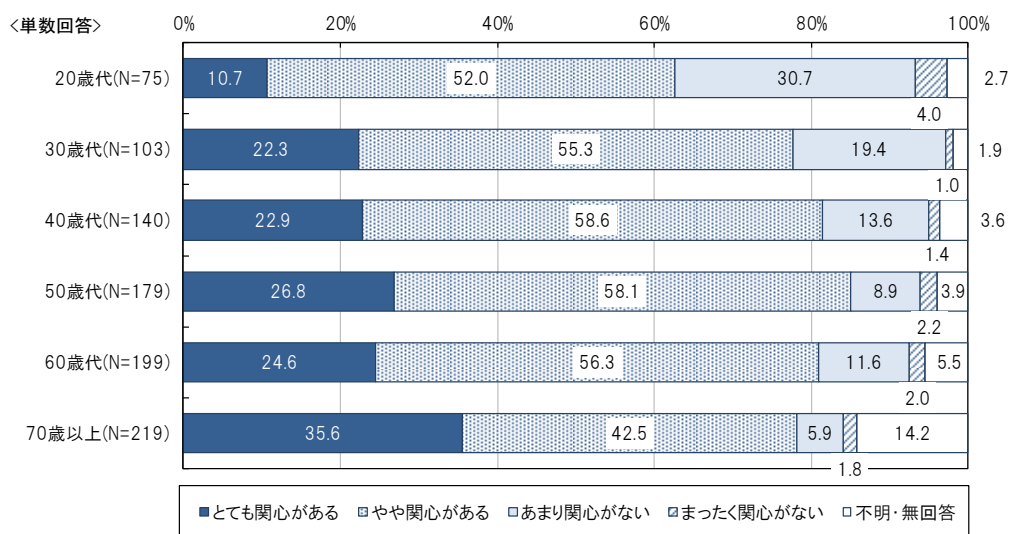
- ・調査地域 : 小郡市全域
- ・調査対象者 : 小郡市在住の20歳以上2,000名を無作為抽出
- ・調査期間 : 平成30年10月～
- ・調査方法 : 郵送による配布・回収

配布数	回収票数	有効回収票数	有効回収率
2,000	940	937	46.9%

※回答結果の割合「%」は、小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、合計値が100.0%にならない場合があります。

福祉について

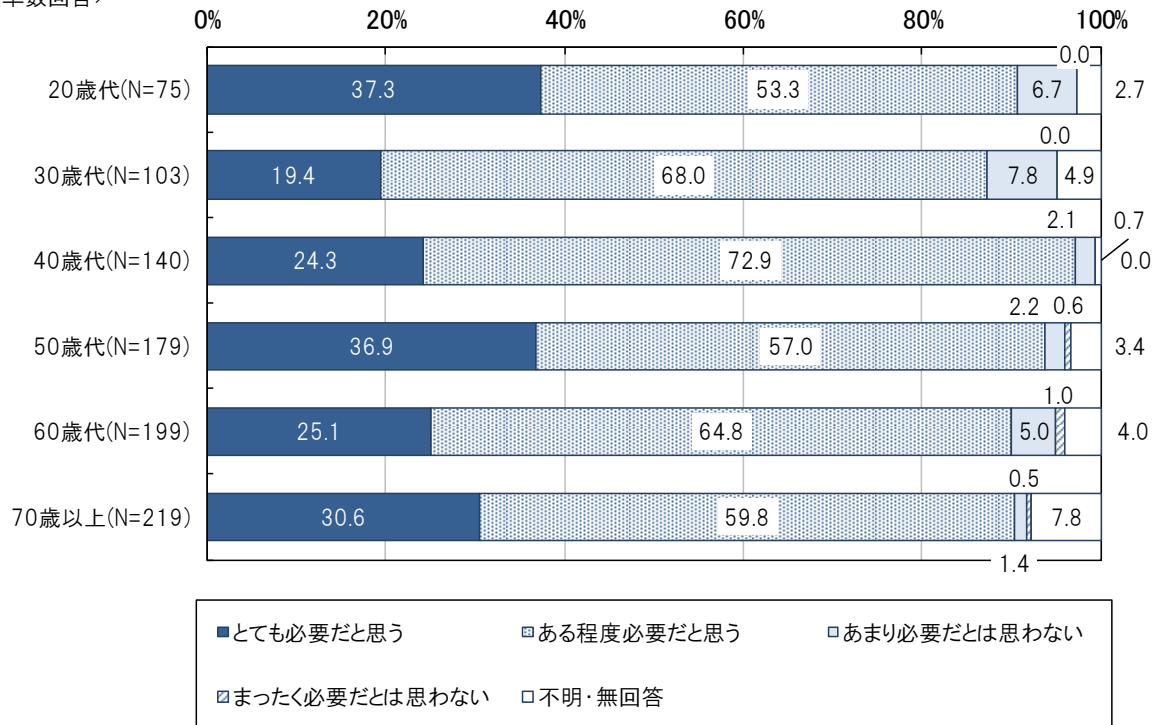
問：あなたは「福祉」に関心をお持ちですか。



◆福祉への関心度について、「とても関心がある」は年齢が上がるにつれて割合が増加し、70歳以上が最も高くなっていますが、「やや関心がある」を合わせた『関心がある層』は50歳代が最も割合が高くなっています。

問：あなたは、地域の福祉課題に対し、住民相互の自主的な支え合い、助け合いの必要性についてどう思いますか。

<単数回答>

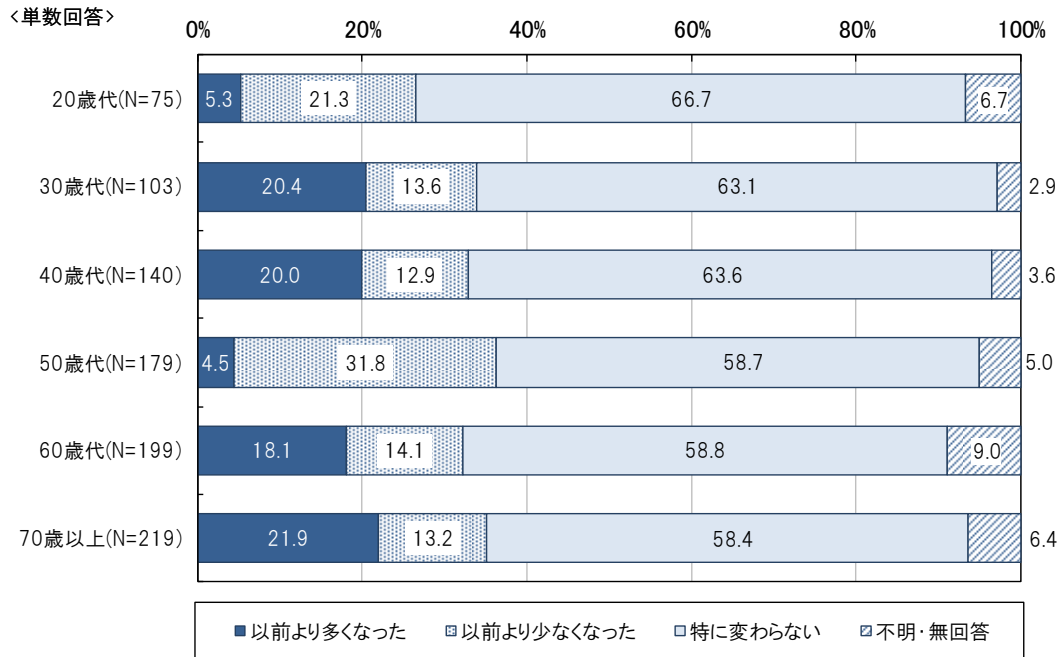


◆自主的な支え合いの必要性に関する問では、「とても必要」と「ある程度必要」を合せた『必要だと思ふ層』が90%以上を占めており、「とても必要だと思ふ」割合は30歳代が最も低く、20歳代が最も高くなっています。

⇒支え合い・助け合いは概ね世代を超えた共通認識と受け入れられており、行動につなげていくためには、近所での支え合いなど、身近な取組を行っていくことが有効だと考えられます。また、各世代の状況に応じた配慮が重要であり、例えば、20歳代の若者に適した時間帯や支援の役割を提示できれば、若年層の参加が増える可能性があります。

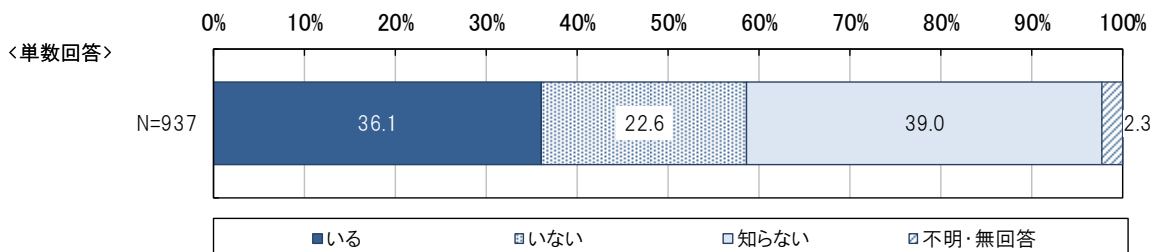
地域での生活について

問：あなたは日々の暮らしの中で、地域の人と会話をしたり、子どもに声をかけたりすることが多くなったと思いますか。



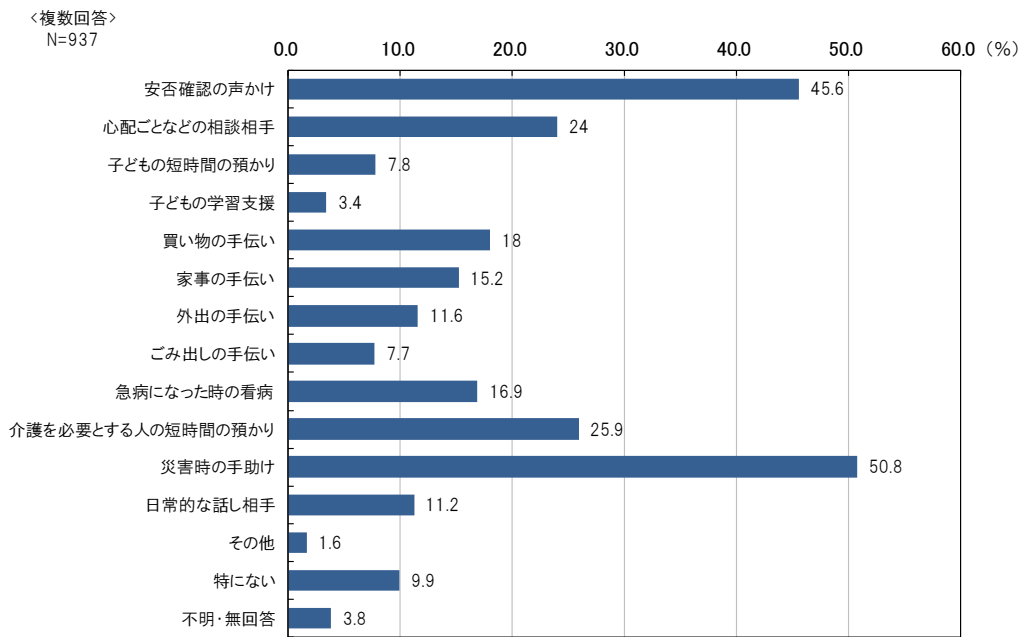
- ◆地域の人との交流の機会については、どの年齢でも「特に変わらない」が約60%で多数を占めています。
- ◆年齢別にみると、30～40歳代で「以前より多くなった」が増加し、50歳代で「以前より少なくなった」が増加していることから、子ども会などを通して地域との交流が生まれ、子どもが大きくなることで交流の機会がなくなることが推測されます。

問：ひとり暮らしの高齢者など、災害発生時に気になる人が地域にいますか。



- ◆地域で孤立し、生活上の諸問題を抱える人たちの認知状況をたずねた別の問では「よく知っている」と「聞いたことはある」を合わせても17.3%でした。
- ◆災害に対する関心の高まりから生じた違いと考えられますが、生活上の諸問題を抱える人たちについても、身近な問題として捉えてもらうことができれば、「知っている」割合を高くすることが出来る可能性があります。

問：あなたやご家族に助けが必要になった時、どのような支援をしてほしいと思いますか。

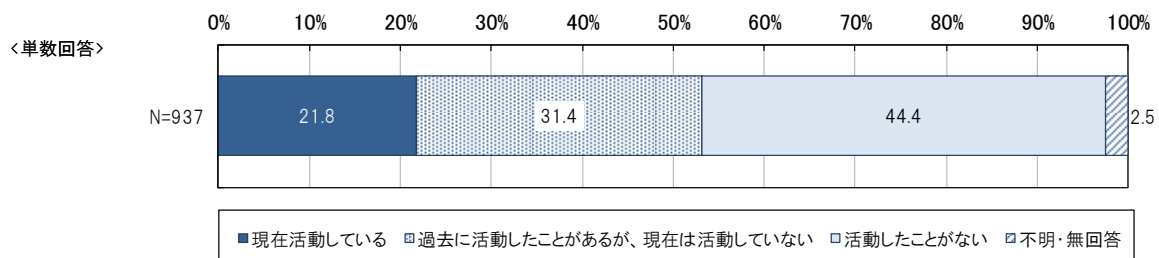


- ◆「安否確認の声かけ」と「災害時の手助け」について支援を求める声が多くなっており、これらについては地域内での助け合いで推進していくことが可能であると考えられますが、一方で、「急病になった時の看病」「介護を必要とする人の短時間の預かり」などは地域での対応は難しく、公的な福祉サービスなどによる対応が必要になると考えられます。

⇒困りごとに対する支援や、緊急時の手助けをする意識を持つ人と、支援を必要とする人のマッチングができるような支え合いの仕組みの整備や、情報提供・PR体制の整備により、手を差し伸べやすい環境と助けを求めやすい環境をつくることが重要です。

地域活動やボランティア活動について

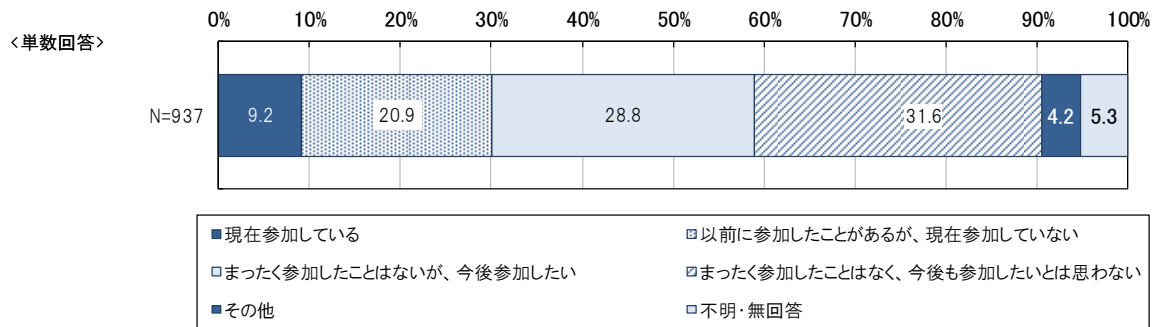
問：あなたは現在、自治会(行政区)や子ども会、老人クラブの活動など、地域活動をしていますか。



- ◆「活動したことがあるが、現在はしていない」と「現在活動している」を合わせると 53.2% であり、回答者の約半数に何らかの地域活動の経験があると考えられます。

第2章 地域福祉を取りまく現状と課題のまとめ
3 各種調査結果等の概要

問：あなたは、問23（前述）のような地域での活動以外に、個人的にボランティア活動に参加したことがありますか。

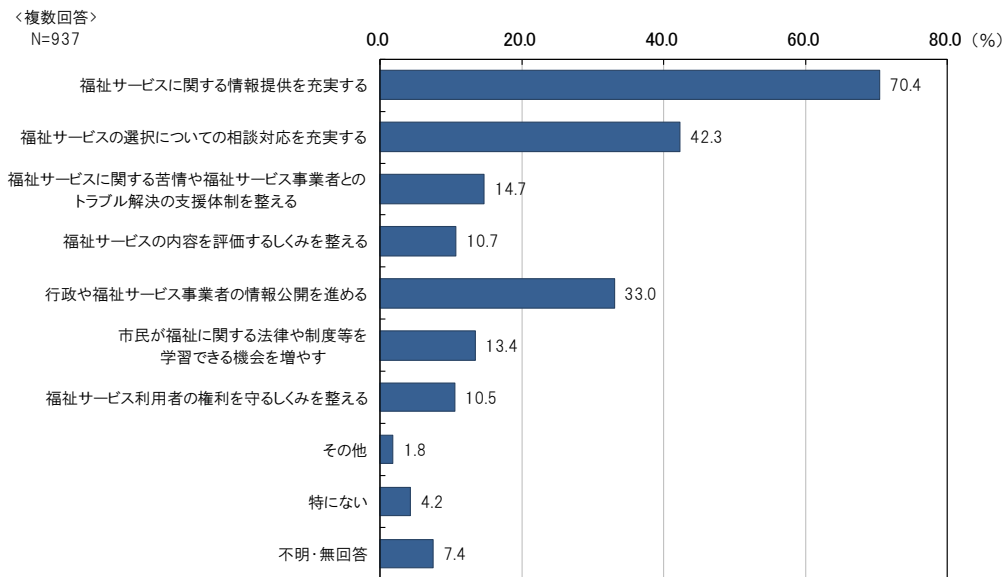


◆「参加したことはないが、今後参加したい」と「参加したことがあるが、現在参加していない」の合計が約50%となっており、PRの推進や、参加条件のマッチングの工夫次第で、このような層の参加を促進させることができると考えられます。

⇒地域活動やボランティアへ実際に参加している人は多くはないものの、参加の見込みがある人は一定程度存在しており、引き続きPRや活動の情報提供などの支援は重要です。また、災害や防災への関心の高まりを実際の活動につなげていく視点が必要です。

福祉サービスについて

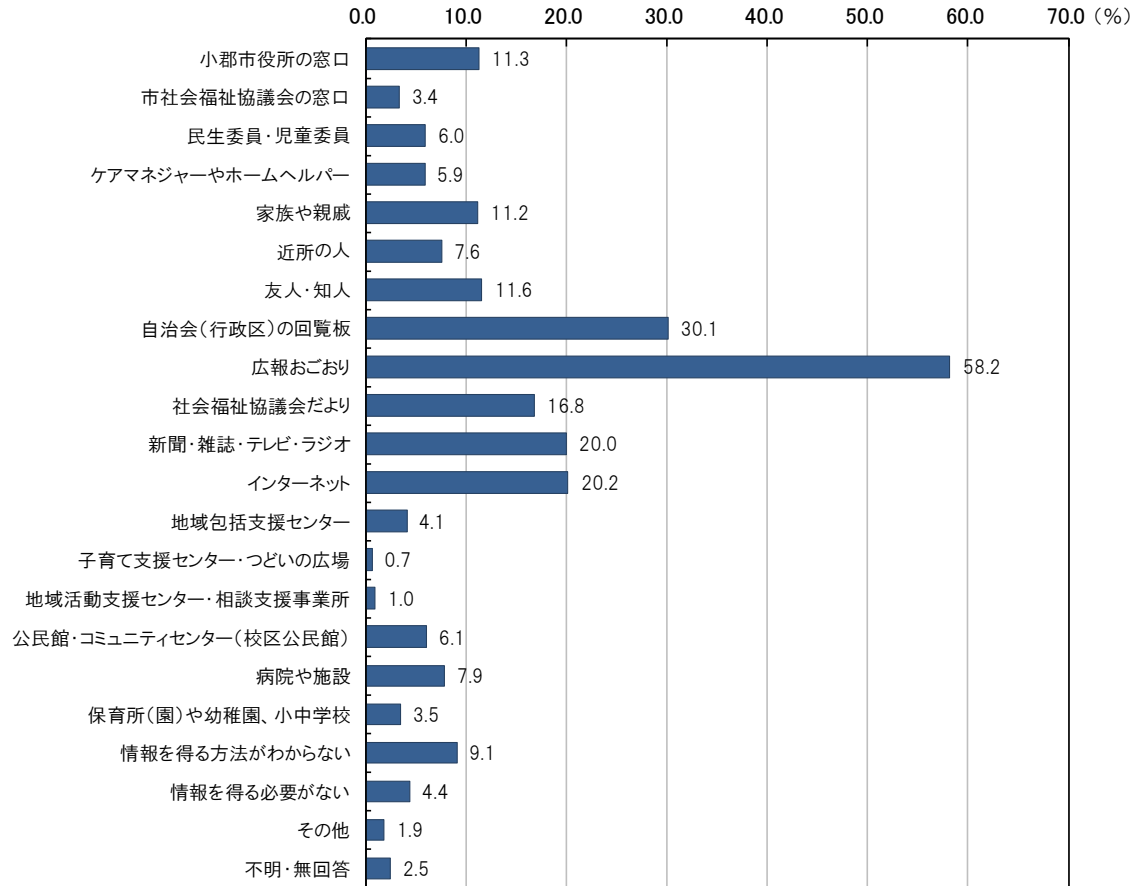
問：福祉サービス利用者が、自分に最適な「福祉サービス」を選び、安心して利用するために、市はどのようなことに取り組む必要があると思いますか。



◆福祉サービスを利用しやすくするために、市が取り組むべきことについては、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が70.4%と突出しています。

問：あなたは、現在「福祉サービス」に関する情報を主にどこから(どのようにして)入手していますか。

<複数回答>
N=937



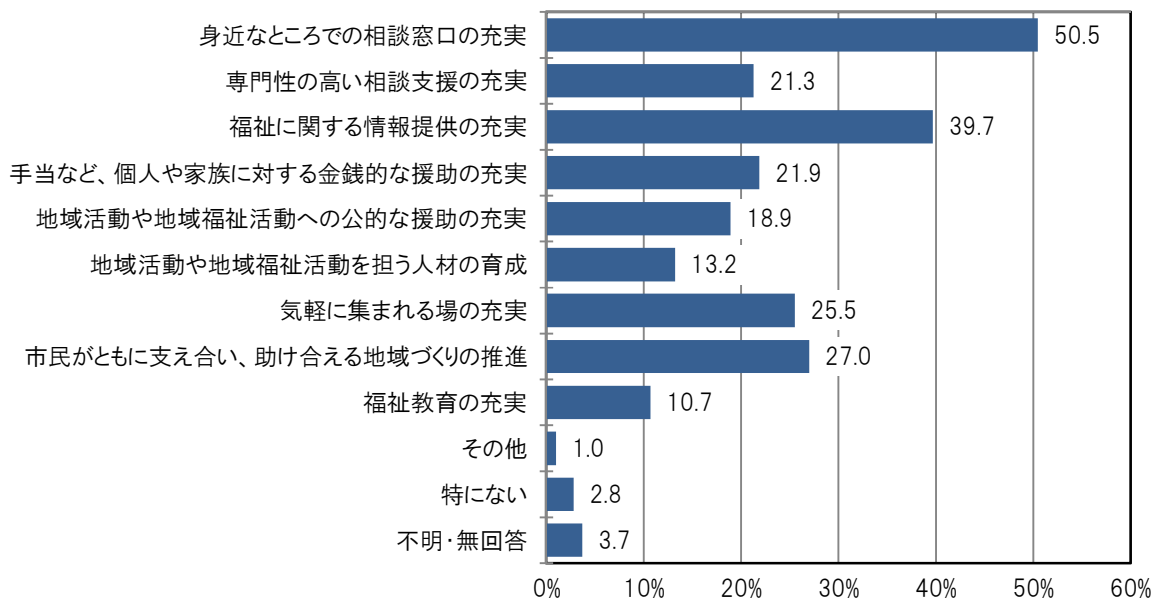
- ◆福祉サービス情報の入手先については、「広報おごおり」が58.2%と最も高くなっており、次いで「自治会(行政区)の回覧板」が30.1%、「インターネット」が20.2%、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が20.0%となっています。

⇒福祉サービスの情報提供の充実を求める声が多くなっており、『よりわかりやすい情報』(内容と見せ方)と『入手しやすい方法』(発信手段)の充実が必要です。その中で、年齢層別に発信の方法を工夫するなど、ターゲットを明確にした情報発信のあり方が重要だと考えられます。

これからの福祉のあり方について

問：市民が住み慣れた地域で、安心して暮らしていくためには、どのような福祉のあり方が大切だと思いますか。

<複数回答>
N=937



◆「身近なところでの相談窓口の充実」が50.5%を占めています。「福祉に関する情報提供の充実」が39.7%、「市民がともに支え合い、助け合える地域づくりの推進」が27.0%で続いています。

⇒誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なこととしては、身近なところでの相談窓口の充実に加え、市民一人ひとりができるだけ地域での出来事に関心を持てるよう、地域での支え合いについての啓発といった取組の推進が効果的であると考えられます。

(2) 分野別課題調査

高齢者福祉・介護や児童福祉・子育て支援、障がい福祉、地域福祉活動などの分野ごとに、関係団体や専門職に対して記入式のヒアリング調査を実施し、本人や家族、地域社会が抱える生活課題や福祉問題についての実態やご意見を広くお聞きしました。また、各福祉分野の個別計画策定時のアンケート結果を活用し、当事者の意見を集約しました。

● 調査の実施概要

調査対象 : **団体への調査（調査票配布形式による調査）**

介護保険事業所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、子育て支援センター、福祉サービス事業所の専門職、保育所・幼稚園の保育士もしくは教諭、民生委員児童委員、主任児童委員、ボランティア団体、まちづくり協議会健康福祉部会、市役所関係課係 等

当事者への調査（関連計画策定時のアンケート結果より）

一般高齢者、介護認定者（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）
子育て中の保護者（子ども・子育て支援事業計画）
障がい者、障がい児・障がい児保護者、難病患者、一般市民
（障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画）

調査期間 : 2019年3月～5月

調査方法 : 自由記述の調査票の配布・回収

高齢者福祉・介護分野

- ◆ 独居高齢者が多くの課題を抱えている。
- ◆ 認知症への理解が求められる。
- ◆ 日常的な移動手段が不足している。
- ◆ 災害時の避難、対応が不安。
- ◆ 仕事との両立など、介護をする側の負担が大きい。
- ◆ 介護認定の有無等の理由でサービスを受けられない人への支援が課題。
- ◆ 近所づきあいなど地域との関係が希薄になってきている。

民生委員
児童委員の声

- ◆ 地域内での関わりから、支援へつなぐことが重要。
- ◆ 介護する側の負担が大きい。
- ◆ 外と関わらない高齢者が増える中、見守りの促進が必要。

児童福祉・子育て支援分野

- ◆配慮が必要な子ども（発達や障がい）への支援。
- ◆子どもの多様な預け先の充実が必要。
- ◆スマートフォンなどメディアとの接し方に不安。
- ◆ワーク・ライフ・バランスの実現ができる子育て環境が求められる。
- ◆親子での時間が確保できず、関係が希薄になっている。
- ◆子どもに基本的な生活習慣が身につかない、親子への精神面のサポートも必要。
- ◆子育てに関する不安や精神的な負担が大きく、相談先の充実が求められる。

主任児童委員の声

- ◆子どもと地域との関わりが少なくなった。
- ◆不登校や虐待に対する対策が必要。
- ◆育児に関して相談する相手が不足している。

障がい福祉分野

- ◆障がいに対する周囲の理解の促進、啓発活動が必要。
- ◆地域での見守り、地域交流の促進が求められる。
- ◆バリアフリーや日常的な移動手段に関する声。
- ◆障がい者の家族が抱える負担が大きい。

民生委員 児童委員の声

- ◆地域との交流機会を増やし、障がいに対する周囲の理解を深めることが重要。
- ◆近所づきあいの活性化から支援につなげることが必要。

生活困窮者支援分野

- ◆経済面、社会生活面での自立支援が必要。
- ◆子どもの預け先がなく、仕事と育児の両立が難しい。
- ◆ケースが多様化しているため、支援の専門性を高めることが必要。
- ◆地域から見過ごされ、孤立してしまうことが課題。

(3) 市民ワークショップ・市民団体ワークショップ

計画の策定にあたって、広く市民・市民団体の皆様の意見を反映するため、また、これからの小郡市の福祉のあり方をみんなで考え、市民との協働によるまちづくりを進める機会として、みんなで語り合う「ワールド・カフェ方式」のワークショップを実施しました。

● 調査の実施概要

	開催日	場所	参加人数・参加団体数
第1回市民ワークショップ	平成30年11月18日	小郡市総合保健福祉センター 「あすてらす」多目的ホール	49名
第2回市民ワークショップ	平成30年12月1日		51名
市民団体ワークショップ	平成31年1月26日		30団体・50名

「防災」に関する意見

- ◆「災害に対する意識が低い」、「防災体制を整えても何をしてもよいかわからない人が多い」ことが課題。
- ◆「民生委員や区長など一部に負担が偏っている」や「防災リーダーの活用を求める」など。

「地域コミュニティや市民活動」に関する意見

- ◆ひきこもりや交流が苦手な高齢者等への対応が課題となっている。一方で、経験豊富な高齢者の地域での活躍に期待する声も多く、いかに高齢者に地域に関わってもらうかがポイント。
- ◆「民生委員や区長などの負担が大きく、限界である」との意見が多くあった。対応策として、「福祉協力員などの制度化」、「若い民生委員の登用」などの意見。
- ◆多世代交流の促進、そのきっかけづくりとしての挨拶運動や、空き家を活用した交流など。
- ◆このようなワークショップを他のテーマや地域ごとなどでも開催してほしい。

「行政・社協」に関する意見

- ◆同じような活動をしている団体の整理・分野を超えてつながる調整などを求める意見。
- ◆縦割りではなく横のつながりで、分野をまたいで取組を推進すべき。

「施設・設備」「移動手段・交通」に関する意見

- ◆ 鉄道や高速道路など、市外へのアクセスが良い一方で、普段の買物や駅までのアクセスなど市内での移動が不便。対応策として「コミュニティバスの改善」や「デマンド型の交通支援」、「のぞみが丘小学校区と御原小学校区で運行されている自治会バスの普及」などが求められる。
- ◆ 「病院や福祉施設が充実した生活しやすいまち」であるが、一方で、「施設の場所がわからないため、案内板など情報提供の工夫が必要」などの意見や、「ベンチやバリアフリーなど高齢者が出かけやすい道路などの設備」を求める意見が挙げられた。

「人材・資源」に関する意見

- ◆ 小郡市は、「団体が多く充実」、「若い人の意識が高い」などの意見がある一方で、「活動の後継者不足」等のおそれを受けての「団塊の世代の活用」、「参加のきっかけや連携の仕組み」が必要との意見や交通費や物品の支援を求める意見。
- ◆ ボランティアに参加したいがどこに行けばよいかわからないという声を聞くため、地域で活動する団体について、活動内容等を紹介・宣伝する機会が必要。

「情報・広報」に関する意見

- ◆ 「民生委員とのかかわりが薄いと情報や支援が届いていない」、「良い施設やボランティア、相談するところがあるのに知らない人が多すぎる」などの意見。
- ◆ 個人情報との兼ね合いで困りごとを表に出す機会が少なくなった。各種活動や連携を進めるに当たって、個人情報保護の観点から情報共有が難しい。
- ◆ 外国人へゴミ出しや交通のルールをわかりやすく提供する必要がある。

4

策定プロジェクトの実施

(1) 策定プロジェクトの実施概要

市民主体での計画策定を進めるため、全5回にわたり、第2次小郡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定プロジェクト（小郡まちづくりーつながるプランおごおりー）（以下、「プロジェクト会議」）を開催しました。プロジェクト会議では、ワークショップの手法を用いながら小郡市民や市職員、社会福祉協議会職員の意見を収集しました。

	テーマ
第1回	九州大谷短期大学福祉学科教授 中村秀一氏を招いた、講演会の実施
第2回	「市民意識調査」、「分野別課題調査」、「市民ワークショップ・市民団体ワークショップ」結果を振り返っての語り合い
第3回	「施策を推進していくための取組」についての語り合い
第4回	
第5回	「重点的な取組」についての語り合い

(2) プロジェクト会議結果の概要

第2回プロジェクト会議結果の概要

市民意識調査結果、ワークショップ結果、分野別課題調査結果を振り返り、それに対する意見や、次期計画への課題意識を取りまとめました。

次期計画への課題意識

◆福祉サービスについて

- ・高齢者の買い物やゴミ出しなど、日常生活を手助けしてもらえるサービスが欲しい。
- ・子育て世帯が気軽に相談したり、交流したりできる場が必要。
- ・サービス情報が行政から届いていない。発信の方法を見直すべき。

⇒市民ニーズに応じたサービスの実現や、サービス情報発信の工夫が必要。

◆福祉の担い手について

- ・区長や民生委員への負担が大きく、成り手不足になっており、民生委員自身が高齢化している状況である。
- ・地域の福祉の役割分担が大事。
- ・ボランティアに関心があっても、行動に移れない人が多数いる。
- ・ボランティアに参加する窓口の周知と、マッチング機能の整備が必要。

⇒民生委員の負担を減らす取組や、地域福祉の担い手確保に向けた工夫が必要。

◆地域のつながり・見守りについて

- ・地域内や近所での付き合いが希薄になってきた。
- ・特に若い世代の地域参加が不足している。
- ・高齢者のみの世帯や引きこもりがちな人に対する見守りが必要。
- ・防災への関心が高まっているので、具体的な活動に移していくべき。

⇒幅広い市民に対し、地域での助け合いや地域参加を意識づけることが必要。

第3・4回プロジェクト会議結果の概要

体系図に示す「基本目標」及び「取組の柱」ごとに、推進していくべき取組について検討しました。

推進していくべき取組

◆相談機能の強化について

- ・相談しやすい関係づくりを進める
- ・相談先についての情報受発信を心がける
- ・地域内での身近な相談機会を増やす
- ・相談窓口体制の充実を図る
- ・行政が地域に出向いて相談支援を行う

◆情報受発信の強化について

- ・家族や地域の間で情報を共有する
- ・情報共有ができる場や機会の創出
- ・情報発信手段の工夫
- ・行政と地域との積極的な情報共有

◆担い手の育成について

- ・地域福祉や地域活動に興味関心を持ってもらう
- ・地域活動に参加しやすい環境づくりを進める
- ・担い手不足を解消する体制を整える
- ・活動に参加するよう周知・啓発を行う

◆参加・参画機会の充実について

- ・活動やボランティアへの積極的な参加、呼びかけを心がける
- ・活動やイベント内容を充実させる
- ・イベントや活動に対する支援体制を充実させる

◆支援体制の充実について

- ・支援の量、質を充実させる
- ・日常的な見守り体制を構築する
- ・地域の課題や求められている支援を把握する
- ・地域の中で、普段から困りごと解決に取り組む

◆いのちを守る支援の充実について

- ・個人や家族で災害への備えをしておく
- ・地域で安全に向けた取組を進める
- ・安全に向けた支援の質の充実
- ・スムーズな支援を実現するための体制整備を進める
- ・災害に備えた環境整備を進める
- ・地域で災害に備えた取組を進める

第5回プロジェクト会議結果の概要

重点的な取組項目ごとに、推進していくべき事項や、取り入れるべきアイデア等について意見を出しました。

推進していくべき事項や、取り入れるべきアイデア

◆地域での福祉活動の担い手育成の推進について

- 地域内の多様な主体における、有機的な連携が重要。
- 地域活動などに参加しやすい雰囲気をつくる。
- 若い人と高齢者など、多世代での交流機会をつくる。
- 若い人にも近所の声掛けや地域のイベント等に積極的に参加してもらう。
- 市民向けの講座やセミナーを開催する。
- 専門的でなくとも、自分にできる簡単なことから担ってもらう。
- 子どもを含む、若年層の人材を増やす工夫をする。
- ボランティア支援、ボランティアコーディネーター機能の充実が必要。
- 福祉委員、福祉協力員制度の創設。
- 学生や若年層へのボランティア参加呼びかけが必要。
- ボランティアへの参加方法がわからない人に、参加方法を周知する。

◆行政・地域間での積極的な情報共有の推進について

- 公民館等を活用して集まったり、話したりできる場所や機会をつくる。
- プライバシーの保護が壁になる。声を上げない人の把握が難しい。
- 地域の人と行政の関係をより密にする。
- プライバシーの保護が情報共有をする上での課題となる。
- 個人情報に配慮しながら、出すことができる情報については共有していく。
- いろいろなところがやっている講座や取組の情報を集約する。
- 伝える対象に応じて、情報伝達の手段を工夫する。
- 支援が必要な方の情報を共有しやすい工夫をする。

◆困りごとに対し包括的に支援する体制の構築について

- 身近な場所での相談会等を実施する。
- 相談員の質の向上を図る。(コーディネーターの育成)
- ボランティアの更なる確保に努める。
- 相談窓口を一本化した拠点が必要。
- 相談先から各関係機関にスムーズにつなぐ連携体制構築が重要。
- 身近な相談先をつくる、アウトリーチでの支援を行う。

第3章 計画の基本的な考え方



基本理念

**だれもが「つながり」と「支え合い」のなかで、
幸せを実現できるまち おこおり**

急速な少子高齢化の進行とともに、世帯の小規模化や高齢者のみの世帯の増加が確実に進んでいます。地域においても、厳しい社会経済状況の中、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域や家族における「つながり」の希薄化などが要因となって様々な問題が発生しています。

人と人との「つながり」が薄れつつある中、高齢者や子どもたち、障がいのある人たちなど、地域でともに暮らす人々が、地域を構成するかけがえのない一人として生活していくためには、すべての市民が住み慣れた地域や家庭の中で、お互いに思いやりの心を持ち、ともに助け合い、支え合うことがますます重要となっています。また、特定の人が特定の人を「支える」一方向の関係ではなく、お互いに「支え合う」双方向の関係を築き、その関係性を深めていくことが社会的課題です。

上記の課題意識をもとに、小郡市では前回計画において、人と人との「つながり」を再構築し、一人ひとりの人権を大切にしながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民参画のもとに「支え合う」ための仕組みをつくることを目指し、地域福祉を推進してきました。

本計画においても、前回計画の理念を引き継ぎながら、特定の人が負担を抱えながら地域の福祉を支えるのではなく、日々の「つながり」の中で、地域福祉を支える担い手自身もまわりの市民・地域に支えられる「支え合い」の関係を築くことで、持続可能な地域福祉の仕組みづくりを目指します。

2

基本目標

(1) いつでもどこでも相談できる仕組みづくり

地域福祉を取りまく課題が複雑になる中、複合的な課題を抱える人たちの相談を包括的に受け止める体制の整備が求められています。また、行政や事業所が行うサービスについて、正しく活用するための情報の受発信が不足しているという声も挙がっています。そこで、小都市では誰もが必要な時に適切な福祉サービスを利用できる地域を目指すため、相談支援体制の充実、福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。

(2) みんなで地域を支える仕組みづくり

急速な少子高齢化の進行に伴い、地域福祉の担い手の高齢化、若い担い手のなり手不足が課題となっています。また、地域コミュニティ内での関係の希薄化に伴い、地域内で支え合う体制の重要性が改めて注目されています。そこで、小都市では福祉人材やボランティアの育成を推進し、地域福祉の担い手確保に努めます。

また、その推進のためには、福祉に関して学びの機会を提供し、地域福祉活動への参加と協力を促すとともに、活動・交流の場を充実させ、ボランティア活動や地域活動に参加するためのきっかけとしていくことが重要です。そこで、地域活動への参加・参画機会を充実させ、誰もが地域福祉活動に参加できる地域を形成することで、地域内での交流促進と、地域内での協働による地域福祉の推進に努めます。

(3) 安全・安心に暮らせる仕組みづくり

市民が安心して暮らすことができる地域をつくっていくためには、様々な困りごとに対するきめ細やかな支援の充実や、地域で見守り、助け合う関係づくりが重要です。特に、近年は地震や突然の豪雨など、予期せぬ災害が頻発し、地域でどう対応していくか、災害に備える視点も重要となっています。そこで、小都市では福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、地域での助け合いや支え合いの仕組みと体制を整えることで、誰もが地域において安心して安全に暮らしていける基盤づくりを進めます。

3 重点的な取組

(1) 地域での福祉活動の担い手育成の推進

民生委員児童委員やボランティア、若年層など担い手の確保に向けた取組を推進します。実際に活動者として地域福祉を担う人材を増やしていくために、身近に受けられる講習の実施等の人材育成や、地域全体で福祉を支えることのできる仕組みづくりなどに取り組みます。

また、市民が福祉に対して理解を持ち、普段の生活の中での簡単な支援からはじめ、福祉活動の担い手として活躍してもらえるよう、意識啓発等に取り組み、日頃からの見守りや地域内の関係づくりへとつなげます。

併せて、民生委員児童委員の負担軽減に向けた取組を行います。

推進する主な取組・事業

● 地域における福祉活動の協力者に関する制度の構築

地域のみinnで広く福祉を担っていく観点から、新たな活動者の受け皿として、身近で簡単な活動から始めることができる制度の構築を進めます。

● 民生委員児童委員の担い手確保に向けた取組

民生委員児童委員の担い手不足が課題となっています。民生委員児童委員の役割や活動の重要性についての PR や、民生委員児童委員の負担軽減に向けた取組をはじめとした、担い手確保に向けた取組を進めます。

関連する取組・事業

取組・事業名	該当施策	
相談支援に携わる人への研修	1-1	相談機能の強化
イベントなどでの福祉体験	1-2	情報受発信の強化
福祉活動の協力者に関する制度の構築	2-1	担い手の育成
民生委員児童委員の担い手確保に向けた取組		
サロンで活動する推進員の育成事業		
生活支援サポーター(仮称)養成講座の開催		
高齢者等はずらつ教育事業		
地域の自主的な体操教室を支援する取組		
ボランティア情報センター事業		
ボランティア養成講座の開催	2-2	参加・参画機会の充実
各校区協働のまちづくり組織との協働		
ふれあいネットワークの推進		
認知症サポーター養成講座	3-2	いのちを守る支援の充実
「チームオレンジ」事業の推進		
災害ボランティア講座事業		

地域福祉コラム

【小郡市ボランティア情報センター】

小郡市ボランティア情報センターは、ボランティアの育成やボランティアに関する情報の受発信、ボランティア団体のネットワークづくりを行っています。

様々な取組を通して、「そこにいる人を認め、お互いが認め合い、そして助け合い、共に生きる地域づくり」を目指しています。

ボランティアは、自分のできることから、できる時間で、興味や関心のあることから参加できる活動です。その中で、いろいろな経験や人との出会い、新たな自分の発見など心の財産がたくさんできます。

センターの事務所は「あすてらす」の2階です。ボランティアをやりたい人や、ボランティアをお願いしたい人をお待ちしています。



◆相談の様子
(ボランティア情報センター事務所内)

(2) 行政・地域間での積極的な情報共有の推進

支援が必要な人をスムーズに効果的な福祉サービスにつないでいくためには、要支援者の個人情報について、地域内及び地域と行政で共有していくことが重要です。

そこで、個人情報保護、人権擁護の観点から必要な配慮を行いながら、要支援者の個人情報を共有していく体制の構築を進めます。また、地域が抱える現状や課題、行政や社会福祉協議会が提供できる福祉サービスについて、地域と行政・社会福祉協議会が双方向に情報を共有できる体制の構築を進め、スムーズな支援と地域が必要とするサービスや支援の整備にもつなげていきます。

推進する主な取組・事業

● プライバシーに配慮した情報共有の推進

要支援者の把握や見守り活動を推進する観点から、地域内で、支援が必要な人の情報を共有化する仕組みを整備し、そのルール等について、周知を図ります。

● 市・社会福祉協議会職員による積極的な地域課題の把握

出前講座など地域に出向く形での意見交換の場の設置や、地域ネットワーク等への市・社会福祉協議会職員の積極的な参加を通して、地域の実情や課題の把握に努めます。

関連する取組・事業

取組・事業名	該当施策	
介護保険パンフレット	1-2	情報受発信の強化
認知症あんしんガイドブック		
おごおり子育て支援ガイド		
あのねメール		
多様な媒体による広報		
個別の情報提供の推進		
「社会福祉協議会だより」の発行		
ボランティアに関する情報の収集と提供	2-1	担い手の育成
居場所づくりに取り組む団体との意見交換会の開催	2-2	参加・参画機会の充実
認知症高齢者等SOSネットワークシステム	3-2	いのちを守る支援の充実
避難行動要支援者支援(個別支援プラン)の推進		

(3) 困りごとに対し包括的に支援する体制の構築

「地域共生社会」の実現に向けては、地域住民等が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制の構築と、その試みを支えるため、複合化・複雑化した課題に対して、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートし、チームとして当たっていく包括的・総合的な相談体制の構築が求められています。

「地域共生社会」の実現を目指すため、身近で包括的な相談支援サービスの充実を図ります。そのために、地域包括支援センターや子育て支援センター、隣保館・集会所、福祉事業所などの社会資源の活用も図りながら困りごとを抱えた人が何でも身近に相談できる体制づくり、及び相談を受けた後、的確な支援やサービスへとつなぐ連携体制づくりを推進します。

推進する主な取組・事業

● 包括的な相談支援体制の構築

総合保健福祉センター「あすてらす」に在する障がい者支援、子育て支援、健康づくり支援、生活困窮者支援などの機能の連携を図り、「あすてらす」が中核を担う分野を横断した包括的な相談支援体制の構築を進めます。

● 地域包括支援センター機能の充実

地域包括支援センターを市内三箇所に設置し、在宅介護を支援する業務を合せて実施することで、高齢者の福祉・介護の相談について、より身近できめ細やかな支援の充実を図ります。

関連する取組・事業

取組・事業名	該当施策	
あすてらすを核とした分野を横断した相談体制づくり	1-1	相談機能の強化
職員の相談支援能力の向上		
地域包括支援センターの拡充		
巡回介護相談事業		
巡回支援専門員整備事業		
総合生活相談		
地域生活支援拠点等事業		
健康相談		
子育て世代包括支援センター		

第3章 計画の基本的な考え方
3 重点的な取組

取組・事業名	該当施策	
介護家族の集いの場づくり	2-2	参加・参画機会の充実
高齢者の居場所づくり		
子どもの居場所づくり		
小郡市自立支援協議会の取組	3-1	支援体制・福祉サービスの充実
成人保健訪問相談		
母子保健訪問指導		
高齢者の見守り活動		
独居高齢者宅訪問活動		
ふれあいネットワーク事業		
生活困窮者自立支援事業	3-2	いのちを守る支援の充実
生活困窮者への包括的な相談支援の充実		
ふくおかライフレスキュー事業		
養育支援訪問事業		

4

施策の体系

基本目標1 いつでもどこでも相談できる仕組みづくり

取組の柱	取組
1 相談機能の強化	相談を包括的に受け止める体制を強化する
	身近で気軽な相談支援をすすめる
2 情報受発信の強化	サービスや支援の情報をわかりやすく伝える
	住民への福祉教育や啓発をすすめる

基本目標2 みんなで地域を支える仕組みづくり

取組の柱	取組
1 担い手の育成	人材の育成を推進する
	ボランティア活動の活性化を図る
2 参加・参画機会の充実	地域での交流の場・活躍の場をつくる
	協働による福祉の推進を行う

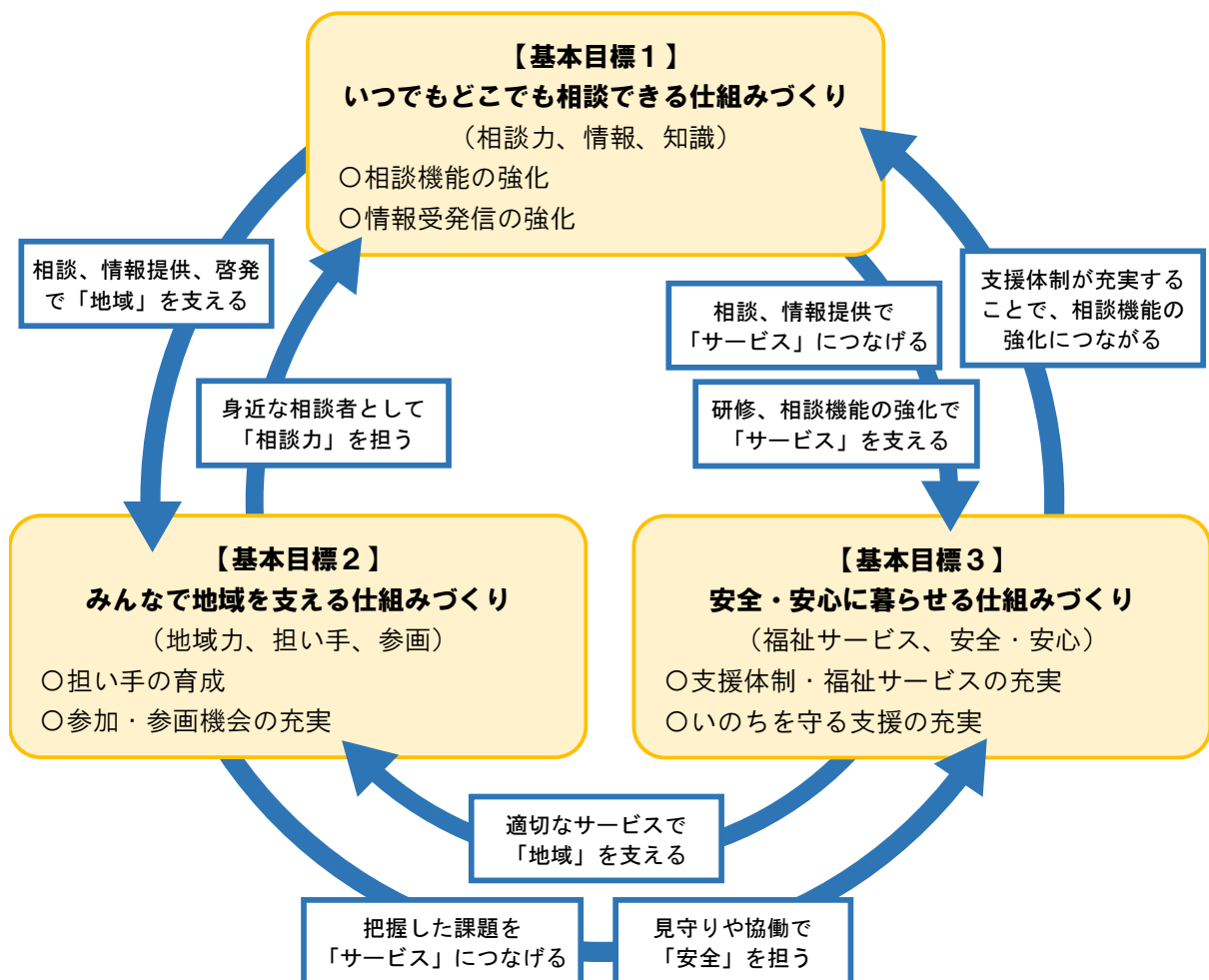
基本目標3 安全・安心に暮らせる仕組みづくり

取組の柱	取組
1 支援体制・福祉サービスの充実	福祉サービスの量や質の充実を図る
	地域での見守りや助け合いをすすめる
2 いのちを守る支援の充実	生活困窮者への支援を充実させる
	複雑な課題を抱える人や、いのちを守る取組を支援する
	災害に備えた取組をすすめる

各基本目標の関連イメージ

三つの基本目標は、相互に補完し合いながら市民生活を支えます。また、市民は「相談力」「地域力」「安全安心」の担い手でもあり、支え合いの主役です。

第4章で示す「市・社協の主な事業・活動」についても、その性質や役割が複数の基本目標にまたがるものがありますが、以下のような視点から、最も関連がある基本目標に分類し、整理しています。



第4章 施策の展開

基本目標

1

いつでもどこでも相談できる仕組みづくり

取組の柱

1-1

相談機能の強化

1 相談を包括的に受け止める体制を強化する

現在国では、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域共生社会の実現を掲げ、高齢者福祉の分野では先行して、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。このような中、近年、地域福祉を取りまく課題は複雑になってきており、複合的な課題を抱える人たちの相談を包括的に受け止める体制の整備が求められています。

誰もが必要な時に適切な福祉サービスを利用できる地域を目指すため、相談支援体制の充実を図ります。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小都市の取組方針

- ①関係機関との連携を進めることで、包括的な相談支援につなげる体制を整えます。
- ②職員の相談対応力の向上を図り、窓口でのきめ細やかな対応や、支援へのスムーズなつながりを実現します。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ①窓口の一本化、職員間や関係機関との連携強化を図り、適切な支援にスムーズにつなげられる体制を整えます。
- ②職員の相談支援能力、専門性の向上を図るため、研修会等への参加によるスキルアップに努めます。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ①困りごとがある時は、広報やホームページなどから、相談場所や窓口等を把握し、個人や家族で抱え込むことがないよう意識します（自助・互助）
- ②地域交流の場などで、困っている方への相談先の情報提供を心がけます（互助・共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
あすてらすを核とした分野を横断した相談体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・社会福祉協議会 	複合化・複雑化した課題に的確かつスムーズに対応するため、あすてらす内の関係部署を核として社会福祉協議会によるコーディネート体制を図っていきます。
職員の相談支援能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・社会福祉協議会 	外部・内部の研修等へ積極的に参加し、福祉施策や福祉ニーズの変化などについて学び、スキルアップに努めることで、職員の相談支援能力の向上を図ります。

地域福祉コラム

【総合保健福祉センター「あすてらす」】

総合保健福祉センター「あすてらす」は、健康で安心して暮らせるまちづくりの拠点として、平成16年7月に開館しました。

あすてらす内には、健康課、子育て支援課、保育所・幼稚園課、社会福祉協議会、ボランティア情報センター、障害者生活支援センターサポネットおごおりなど、様々な生活支援機能が集約しており、健康・福祉に関する情報発信の拠点、分野を横断した包括的な支援の中心としての役割が期待されます。



◆ 「あすてらす」の外観

【小郡市社会福祉協議会】

社会福祉協議会は、全国の市区町村全てに組織された社会「まちに住んでいる私たちみんな」で福祉「幸せ」を協議「話し合う」会です。

住民をはじめ様々な地域の関係団体の他、自治体や社会福祉事業者など幅広い福祉関係者と連携しながら、「福祉のまちづくり」を目的に様々な活動を行っています。また、生活上での困りごとの相談を受け、解決を図っていく活動も行っています。



◆ 社会福祉協議会事務所（「あすてらす」内1階）

2 身近で気軽な相談支援をすすめる

支援が必要な人を漏れなく把握し、支援につなぐためには、身近な相談先の充実や、ささいなことでも気軽に相談できる相談窓口を実現することが重要です。また、隣近所や地域の中で、悩み事を気軽に話したり、共有したりできる関係を構築できるよう、啓発や交流の機会をつくっていくことも重要です。

市民にとって身近で気軽な相談支援の充実を図り、誰もが適切なアドバイスや支援を受けることができる体制を整えます。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小郡市の取組方針

- ①アウトリーチ型の相談支援を行い、地域ごとの実情や相談ニーズを把握します。また、普段あまり相談窓口を利用できていない人にも支援が行き届くように努めます。
- ②地域カフェや出前講座などを開催し、地域住民が気軽に悩みを相談でき、かつ、行政が地域の実情を知ることができる機会の創出を図ります。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ①社会福祉協議会が設置する窓口で相談を受け付けるとともに、地域の方々に研修を行い、市民の身近な相談者としての育成を図ります。
- ②地域の活動やイベント等に積極的に向くことで、地域の現状や困りごと、支援が必要な人を把握し、効果的な支援へとつなげます。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ①地域行事への参加や日頃のあいさつなど、近所づきあいを活発化し、相談しやすい関係づくりに努めます（自助・互助）
- ②地域の集まりや組織を困りごとの掘り起しの場とするなど、身近な地域での相談機会を増やします（共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
地域包括支援センターの拡充	長寿支援課	市内に三箇所の地域包括支援センターを設置し、きめ細やかな相談業務の充実を図ります。
巡回介護相談事業	長寿支援課	新たに設置される包括支援センターの専門職によるアウトリーチ型の支援として、介護等の相談体制の構築を図ります。
巡回支援専門員整備事業	子育て支援課	発達が気になる子どもの成長を支え、子ども一人ひとりが充実した生活を送ることができるよう、児童発達に関する専門員が市内保育所を巡回訪問し相談支援を行います。
総合生活相談	人権・同和対策課	隣保館及び各集会所が、地域の身近な相談機関として、暮らしに関する様々な相談業務を実施します。
地域生活支援拠点等事業	福祉課	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、コーディネート機能を整備し、アウトリーチで地域の困難事例の把握等に取り組み、相談、緊急時の受け入れ・対応等の必要な機能を整備します。
健康相談	健康課	あらゆる世代の健康に関する相談を「あすてらす」にて、保健師や管理栄養士が面談または電話で行います。
子育て世代包括支援センター	健康課	妊娠期から子育て期における母子やその家族へ切れ目ない支援を行います。母子健康手帳の発行、妊産婦・新生児訪問や乳幼児健診では、子育てに関する情報提供や助言、相談等を行い、必要があれば、関係機関と連携し支援します。
相談支援に携わる人への研修	社会福祉協議会	健康福祉部会や区長会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会などの方々を対象とした研修を実施し、地域の身近な相談支援者としての人材育成を図ります。



◆西地区地域包括支援センター



◆東地区地域包括支援センター



◆南地区地域包括支援センター

取組の柱

1-2

情報受発信の強化

1 サービスや支援の情報をわかりやすく伝える

行政や事業者により様々な福祉サービスが実施されていますが、それらの支援やサービスの内容について、的確な情報提供のあり方が求められています。また、近年はSNS等、新たなコミュニケーションの手段が充実してきており、そのような新たな媒体を活用した広報にも積極的に取り組んでいくことが必要です。

情報の受け手を念頭に置いた、わかりやすく、効果的な情報発信・広報の強化に努めます。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小都市の取組方針

- ① 支援やサービスを必要とする人が的確な情報にたどり着けるよう、情報が必要な人の状況に応じた手法で、わかりやすい情報提供を行います。
- ② 広報紙や掲示板だけでなく、SNS等多様な媒体を活用した広報を実施し、幅広い層の市民に情報が行き渡るよう、情報発信を行います。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ① 高齢者や障がい者など、普段から情報入手が困難な状況にある人に対し直接、情報提供を行います。
- ② 社協だよりやホームページ、SNS等多様な媒体を活用した広報を実施し、サービスやイベント等の情報についてわかりやすく発信します。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ① 回覧板や声かけ、地域の集まりへの積極的な参加などを通して、近所や地域の中での情報共有を心がけます（互助）
- ② 新たな機会や媒体の活用を検討し、情報受発信の手段を増やします（共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
介護保険 パンフレット	長寿支援課	パンフレットで当事者やその家族に、介護保険サービスについての周知を図ります。
認知症あんしん ガイドブック	長寿支援課	認知症の進行に応じた対応やサービス等の情報提供を行います。
おごおり子育て 支援ガイド	子育て支援課	子育てで困った時、育児に関する情報を知りたい時、友達に会いたい時、親子で遊びたい時などの楽しい子育てのための情報提供を行います。
あのねメール	子育て支援課	18歳未満の児童を対象に家族や親、いじめ、DVなど悩みや不安をメールで受け付け、返信する相談メール「あのね」を設置(本人の同意なしで家族に知らせるなどはしない)し、相談しやすい環境整備を図ります。
多様な媒体による 広報	・市 ・社会福祉協議会	ホームページやSNS、あすてらすフェスタでの広報等を通して、市や社会福祉協議会の事業活動にとどまらず、福祉活動や福祉サービスの様々な情報について発信します。
個別の情報提供 の推進	・市 ・社会福祉協議会	視覚障がいのある人など、個別に情報を提供する必要がある人のために情報を入手できるように支援を行います。
「社会福祉協議会 だより」の発行	社会福祉協議会	社会福祉協議会の事業・活動をわかりやすく記載するとともに、市内の福祉団体の福祉活動や福祉サービスの情報、地域における福祉活動や課題などの情報を広く掲載します。

地域福祉コラム

【ファクスによる110番・119番通報の取組】

聴覚・言語障がいなど、電話での会話が難しい人でも、すぐに110番・119番通報ができる専用のファクス用紙が活用されています。この用紙は、小郡聴力障害者福祉協会・小郡手話の会の会員の皆さんが中心となって、ろう者自身が考えて作成・改良を重ねた用紙です。作成にあたっては、消防署や警察署などからもご協力をいただいています。



2 住民への福祉教育や啓発をすすめる

市民が互いに支え合い、心豊かに過ごすことができる地域づくりのためには、市民一人ひとりが地域福祉に対する理解を深め、身近なことからも地域を支える担い手を増やしていくことが必要です。また、自他をかけがえのない存在として認める人権尊重の精神の確立が必要であり、そのためには福祉教育と併せて人権教育・啓発を進めることが重要です。

市民に対して福祉意識を根付かせるための活動・啓発を促進させる他、若年層など福祉に関心が薄い層に対し、福祉に関する啓発を届けることができるよう、効果的な広報手段等を検討します。

また、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決と、人権が尊重される社会の実現を目指し、福祉教育・啓発と併せて人権教育・啓発及び関連する施策を総合的に推進していきます。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小郡市の取組方針

- ① 広報紙や掲示板等、多様な媒体を活用した広報を実施し、市民への福祉・人権意識啓発に努めます。
- ② 社会福祉協議会職員、社会福祉施設職員、民生委員児童委員などの地域福祉を推進していく方々の人権意識の向上を図るとともに、学校等の関係機関と連携し、市民に対し人権意識の啓発、人権・同和問題研修の実施を広く行います。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ① 広報や福祉教材配布、イベントでの福祉活動体験等を通し、市民への福祉意識啓発に努めます。
- ② 学校や地域で行われる福祉教育や体験に対し、助成や備品の貸し出し等の支援を行い、活動の充実を図ります。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ① 出前講座を活用するなど、地域での研修等を開催し、意見交換や知識の共有の場を設けます（共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
人権週間記念講演会	人権・同和対策課	毎年12月の人権週間に同和問題をはじめとしたあらゆる人権問題をテーマに講演会を実施します。
人権センター公開講座、 隣保館・集会所周辺 啓発講演会	人権・同和対策課	人権問題について学習する場として、市民の方を対象に公開講座を年2回程度開催します。また、隣保館・集会所の周辺地域の住民を対象に年1回講演会を開催します。
同和問題市民講演会	人権・同和教育課	毎年7月の同和問題啓発強調月間に同和問題をはじめとしたあらゆる人権問題をテーマに講演会を実施します。
七夕人権 [★] 考座	人権・同和教育課	年7回の講演会を開催します。その中で障がい者の人権や高齢者の人権をテーマにした講演会も実施します。
障がい児長期休暇 スクール事業	・福祉課 ・社会福祉協議会	障がいのある小・中学生、高校生の長期休暇中に通うスクールに、市民がボランティアとして参加し、障がいへの理解を深める機会を提供します。
福祉教育教材 「ともに生きる」の配布	社会福祉協議会	小学生を対象に、教材「ともに生きる」を配布し、福祉教育に活用します。
福祉活動協力校 の活動助成	社会福祉協議会	小中学校などの福祉教育活動に対して助成を行い、福祉教育の充実を図ります。また、各校の担当者会議を隔年で開催し、活動を推進します。
福祉教材等の 貸し出し・指導	社会福祉協議会	学校で行われる総合学習や福祉教育、体験学習に対し、車いす等の備品の貸し出しや指導を行います。また、地域の介護予防講座などに対し、教材等の貸し出しなどを行います。
イベントなどで の福祉体験	社会福祉協議会	あすてらすフェスタなどで、高齢者疑似体験、ボランティア体験の場を提供します。また、福祉機器の紹介、ボランティア活動の紹介を行います。

地域福祉コラム

【障がい児長期休暇スクール】

市・サポネットおごおり・こぐま福祉会・小郡市社会福祉協議会の連携により障がいのある小中高生を対象として、春・夏・冬休み中に開催しています。遊びと体験の場の提供を通して、障がい児同士やボランティアとの交流、保護者の支援及びボランティアの育成を目的として開催しています。



◆もちつきの様子

基本目標

2

みんなで地域を支える仕組みづくり

取組の柱

2-1

担い手の育成

1 人材の育成を推進する

急速な高齢化の進行や、支援ニーズの多様化に伴い、福祉サービスや地域の活動を担う人材の不足は全国的な課題となっています。小郡市においても、役員などへの負担の偏りや、民生委員児童委員をはじめとした、地域での福祉の担い手不足は大きな課題となっています。

地域福祉の担い手を確保できる体制の整備に力を入れていく他、福祉に興味を持ち、担い手として活躍する人材の育成に努めます。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小郡市の取組方針

- ① 民生委員児童委員等地域の役員の担い手不足の解消につながるよう、新たな制度や仕組みについて検討します。
- ② 講座や研修等を実施し、市民や福祉サービス従事者の福祉に関する技術向上や知識獲得、福祉意識の醸成を図ります。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ① 若年層の福祉サービスの担い手を長期的に確保していくことができるよう、人材確保・育成の体制を整えます。
- ② 研修等に積極的に参加し、職員の技術向上を図るとともに、地域の方々への研修も行い、身近な福祉人材の育成を図ります。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ① 地域福祉活動に携わって感じたやりがいや喜びなどをPRします（自助）
- ② 行政区（自治会）役員、ボランティア、子ども会、民生委員をはじめとする地域で活動する人たちとの交流の場など、自分が地域で出来ることの気付きや地域福祉活動に関心を持ってもらうことにつながる機会をつくります（共助）
- ③ 若い世代をはじめ、様々な人が活躍できる参加しやすい地域活動の場をつくります（共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
福祉活動の協力者に関する制度の構築	・福祉課 ・社会福祉協議会	地域福祉の担い手解消と地域のみんなどで広く福祉を担っていくための制度の構築を進めます。
民生委員児童委員の担い手確保に向けた取組	福祉課	民生委員児童委員活動のPRや負担軽減の取組など、担い手確保に向けた取組を進めます。
サロンで活動する推進員の育成事業	長寿支援課	公民館等で、交流する場(サロン)での活動を支援する「サロン推進員」を養成し、高齢者の閉じこもり予防や仲間づくり、健康づくりの推進を図ります。
生活支援サポーター(仮称)養成講座の開催	長寿支援課	「生活支援サポーター(仮称)養成講座」を開催し、当該講座修了者に『ボランティアポイント制度』の普及啓発活動やボランティア活動の中核を担っていただき、制度の普及を図ります。
高齢者等はずらつ教育事業	生涯学習課	地域の高齢者に対して、「創り」、「学び」、「活かす」ための講座を開設し、高齢者の学習機会の充実と社会参加活動の促進を図ります。

地域福祉コラム

【ふれあいネットワーク活動と地域で活躍する人たち】

ふれあいネットワーク活動は、孤立しがちな高齢者や支援を必要とする人に対する声かけ、見守り、訪問活動、交流(サロン)を通して悩みや問題を発見・解決していく取組です。活動では、地域の大勢のみなさんが活躍しており、様々な研修や活動を通して日々、スキルアップをされています。

自分のできることから取り組み、気軽に参加していただくことで、みんなで地域の福祉を支え合うことが期待できます。



◆ サロン推進員養成講座の様子



◆ サロン(健康体操)の様子



◆ サロン(講演会)の様子



◆ サロン(食事会)の様子

2 ボランティア活動の活性化を図る

小都市では、様々なボランティア活動が行われており、地域福祉推進の一翼を担っています。しかし一方で、今後も増えることが予想されるボランティアニーズに対し、ボランティア活動者の不足や高齢化といった現状がみられています。

ボランティア団体の活動活性化を図るため、活動支援体制の充実を図るとともに、市民のボランティア参加機会の拡充や、参加しやすい環境づくりを推進します。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小都市の取組方針

- ①ボランティア活動の重要性や活動内容などを市民に周知・啓発し、市民のボランティアに対する意識の醸成を図ります。
- ②市民がボランティアに参加しやすいよう、ボランティア団体や活動者に対しての支援や情報提供を行います。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ①関係機関・団体と連携体制を充実させ、ボランティアニーズの細やかな把握をしながら、活動者と受け入れ側のコーディネートを行います。
- ②ボランティア養成講座等を実施し、幅広いボランティア人材の育成を図ります。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ①ボランティア活動に携わる人は、活動の喜びややりがいのPRに努めます（自助・互助）
- ②SNSを活用した呼びかけや参加しやすい雰囲気づくりなど、若い世代の担い手確保に努めます（共助）

地域福祉コラム

【ボランティア養成講座】

地域ボランティア講座や聞こえのサポーター講座、手話奉仕員養成講座など、様々な分野のボランティアについての講座が行われています。

災害ボランティア講座ではたくさんの市内高校生が参加し、若年層の人材育成が期待されます。



◆災害ボランティア講座にて

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
地域の自主的な 体操教室を支援する 取組	健康課	地域で健康づくりを推進する「健康運動リーダー」を養成し、健康運動リーダーが運営する自主的な体操教室の開催を支援します。
ボランティア情報 センター事業	社会福祉協議会	ボランティアニーズの把握と、活動希望者の登録及び情報提供を行い、活動に結びつける調整を行います。また、SNSや社会福祉協議会のホームページなどを活用し、センターの活動について周知していきます。
ボランティアに 関する情報の収集 と提供	社会福祉協議会	行政の関連部署や生涯学習センター、校区コミュニティセンター、福祉サービス事業所などと連携を図り、情報を共有します。また、ボランティア活動関係の研修会などへの参加や、他市町村ボランティアセンター職員との交流、学習会の開催などに努めながら、情報収集を進めます。
ボランティア 養成講座の開催	社会福祉協議会	ボランティア活動を始めたい人、新たな知識を習得したい人が、活動に活かしていける入門講座や養成講座を開催し、ボランティア活動のきっかけづくりやスキルアップの機会とします。
ボランティア連絡 協議会の運営支援	社会福祉協議会	ボランティア連絡協議会の事務局を担当し、地域における福祉課題などの情報を共有するとともに、理事会・役員会の開催、役員研修会の実施、機関紙の発行、ふれあいオリンピックの共催などを行います。

地域福祉コラム

【地域の居場所づくり支援団体交流会】

高齢者サロンや子どもの居場所づくりなどを地域で行っている団体のネットワーク形成の場として開催されています。それぞれの団体が課題や成果を語り合い、交流することで今後の活動のさらなる活性化を図ることができます。



◆ 交流会の様子

取組の柱
2-2

参加・参画機会の充実

1 地域での交流の場・活躍の場をつくる

地域の中で、市民が互いを知り、支え合う関係づくりを進めていくためには、祭りなどのイベントや地域活動など、交流の場や機会の充実により、参加者を増やしていくことが、きっかけづくりとして重要です。また、高齢者の生きがいつくりや、市民の多様な経験やスキルを地域貢献につなげていく場という観点からも、参加・参画機会の充実は大きな役割を持ちます。

地域住民が参加し、交流できる機会や、地域活動に対する多様な支援を行い、住民同士の関係づくり、互いに支え合う地域づくりを促進します。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小郡市の取組方針

- ①地域でのイベントや交流の場づくり等を企画し、幅広い市民が地域交流に参加できる機会のさらなる創出を図ります。
- ②地域でのイベントや活動に対する支援を行い、活動内容の充実や参加者の増加を図ります。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ①地域団体などと連携し、市民や福祉関係者が交流したり、意見交換をしたりできる機会を創出します。
- ②地域交流の場やイベント等に、用具の貸し出しや職員の派遣等の支援を行い、活動内容の充実を図ります。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ①地域のリーダーや活動者などイベント主催者の負担が少なくなるよう協力します（互助）
- ②地域活動やイベント等の情報発信を強化し、積極的な参加を呼びかけます（互助・共助）
- ③世代間交流や、障がい者などコミュニケーションが不足しがちな人たちとの交流の場をつくれます（共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
介護家族の集いの場づくり	長寿支援課	家族介護者が互いに悩みを語り合うだけでなく、介護専門職を交えて、相談できる場を設けるなど、取組の充実を図ります。
高齢者の居場所づくり	長寿支援課	認知症カフェや住民主体型の介護予防活動への補助事業、集い（通い）の場等の高齢者の居場所づくりに関する取組の充実を図ります。
子どもの居場所づくり	子ども育成課	アンビシャス広場など子どもが安心して過ごせる「地域の居場所づくり活動」の支援を行います。また、居場所づくりに取り組む団体同士の交流のため、アンビネット小郡市地域連携協議会の会議やイベントの開催を支援します。
子育て支援センター	子育て支援課	地域における子育て親子の交流等を通じて、地域の子育て支援の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。
地域学校協働活動本部導入事業	生涯学習課	地域住民を学校支援ボランティアとして派遣し、様々な教育活動（算数の丸付け補助、ミシン操作、昔遊び、通学路の見守り等）等で活躍の場を創出します。
ふれあいネットワークサロンの支援	社会福祉協議会	様々な人たちが交流できる場となるよう、サロンの目的や内容などを、ふれあいネットワーク推進委員会と検討します。また、福祉サービスや認知症に関する出前講座、レクリエーション用品の貸出し、職員の派遣を行うなど、支援の充実を図ります。
居場所づくりに取り組む団体との意見交換会の開催	社会福祉協議会	地域で高齢者などが集える居場所づくりに取り組む団体同士のつながりをつくるため、視察、研修を開催し、情報交換とネットワークづくりのための場の提供を行います。



◆三国カフェの様子（高齢者の集いの場）



◆つどいの広場 ほかほか「読み聞かせ」の様子（子ども・子育て中の親の集いの場）

2 協働による福祉の推進を行う

近年、多様な民間の団体や地域活動者等により、地域の課題に応じて、様々な取組が試みられています。行政と地域団体にとどまらず、NPO、企業など多様な主体がそれぞれの専門性やアイデアを活かし、連携・協力しながら地域福祉を推進していくことが求められています。

市民や関係団体・事業所等の多様な主体と連携・協力しながら、地域の福祉課題解決に向け、取組を推進していきます。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小都市の取組方針

- ①市民や地域団体と協力し、地域の福祉課題について共有しながら、ニーズに応じた支援の取組を検討していきます。
- ②地域の NPO やボランティア団体等に対し様々な支援を行い、活動のさらなる充実や円滑な進行を図ります。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ①地域団体などと連携し、地域の福祉課題について共有しながら、課題解決に向けて協力していきます。
- ②地域の NPO やボランティア団体等に対し様々な支援を行い、活動のさらなる充実や円滑な進行を図ります。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ①地域の施設、企業、NPO、ボランティア等、様々な地域資源との連携や活用を検討します（共助）



◆子どもたちとふれあいサロンの合同
そうめん流しの様子
【下町ふれあい広場（市民提案型協働事業）】



◆笑って健康落語会の様子
【東野校区協働のまちづくり健康福祉部会事業】

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
各校区協働のまちづくり組織との協働	市	各校区の地域福祉について、協働のまちづくり組織等と協働して取組を進めます。
社会福祉法人の地域公益取組の促進	福祉課	地域の実情に応じた福祉サービスの更なる充実につながるよう社会福祉法人の積極的な取組への支援を進めます。
交通弱者支援の取組	福祉課	自治会バスの運営や移動販売など交通弱者支援の取組の拡充を図ります。
市民提案型協働事業	コミュニティ推進課	NPO やボランティア団体など、地域福祉の分野で活動する市民活動団体と協働し、より効果的な地域の福祉課題の解決に取り組みます。
ふれあいネットワークの推進	社会福祉協議会	健康福祉部会や行政区（自治会）ふれあいネットワーク推進委員会に出席し、情報交換や意見交換を行いながら、推進体制の強化について、地域の組織・団体などと一緒に検討します。
福祉団体活動支援	社会福祉協議会	老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会や母子寡婦福祉会などの福祉団体、民生委員児童委員協議会などに助成をし、活動などを支援します。また、福祉団体からの人的な協力依頼に対し支援などを行います。

地域福祉コラム

【地域での交通支援の取組】

日常の買い物に困難を抱える方が多い味坂小学校区では、地域のボランティアを中心として移動販売「あじさか号」を実施しています。地元企業と協力し、市民・企業・行政の協働による運営を行っています。

自治会バス「ベレッサ号」・「みはら号」は、交通弱者といわれる方々の日常生活上の移動手段を確保し、通院や買い物などが不自由なくできるよう実現したものです。自治会バスは、「地域住民の手作りのバス」として、自治会やボランティア運転手など地域住民の協力によって支えられています。



◆ 移動販売「あじさか号」



◆ 自治会バス「ベレッサ号」・「みはら号」

基本目標

3

安全・安心に暮らせる仕組みづくり

取組の柱

3-1

支援体制・福祉サービスの充実

1 福祉サービスの量や質の充実を図る

介護、障がい者支援、子育て支援等、様々な福祉サービスの充実は、地域福祉を推進していく上での重要な基盤となります。現在も多様なサービスの実施に努めていますが、市民を取りまく福祉課題の多様化、複合化が進む中、市民ニーズに応じたきめ細やかなサービスが求められています。

時代の流れや市民ニーズを的確に把握し、サービスの量や質の充実につなげ、福祉サービスを必要とする市民に対し、適切にサービスを提供する基盤づくりを推進します。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小郡市の取組方針

- ①市民・地域の福祉サービスのニーズを把握し、多様な福祉サービスの量の確保・質の向上を図ります。
- ②関係課や関係機関との連携を強化し、困りごとや福祉課題の解決に向けて分野横断的に対応できる体制を構築します。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ①社協が行う福祉サービスについて適切に実施し、市民の福祉向上を図ります。
- ②市内の福祉サービス提供者と連携し、困りごとを抱える人を適切な支援につなぐことができる体制を整えます。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ①近所の高齢者や障がい者などの支援が必要な人や、地域活動へ誘っても来ない人などの引きこもりがちの人を把握し、必要に応じて支援や福祉サービスへとつなげます（互助）
- ②認知症カフェ、外国人支援、買物支援など、地域の課題に即した活動を検討します（共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
小郡市自立支援協議会の取組	福祉課	障がいがある方の生活支援のため、障害福祉サービス事業所や教育、就労を含めた関係者が連携し、地域の支援体制の強化を一層進めます。また、地域の支援者等を対象に障がい児・者の地域生活支援や権利擁護に関する研修会の開催、就労・児童・生活・相談支援のワーキングチームでの障がい児・者の生活支援についての勉強会等を定期的に実施します。
成人保健訪問相談	健康課	保健師や管理栄養士がアウトリーチ型の健康相談を行います。
母子保健訪問指導	健康課	助産師や保健師等が妊産婦・新生児訪問を行い、産後ケア等の母子保健事業のサービスを紹介します。
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	子育て支援課	仕事や買物などで外出する際の子どもの預かり等、育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の支援を行いたい人(協力会員)が会員登録し、地域で子育てを助け合う会員制の相互援助活動を支援します。
福祉バス運行事業	社会福祉協議会	ふれあいネットワークや福祉団体、ボランティア団体等が実施する研修やボランティア活動、レクリエーション活動などが円滑に実施できるよう福祉バス(さちかぜ号)を運行します。
車いす・車いす対応車輛の貸出し事業	社会福祉協議会	一時的に車いすが必要になった人(入院患者の外泊やケガなど)に、車いすの貸出しを行います。また、公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障がいのある人に対し、車いす対応車輛(スロープカー)の貸出しを行います。
遊具の点検・補修及びベンチの設置	社会福祉協議会	子どもたちが安全に遊べるよう、行政区(自治会)内の地域広場における遊具などの点検・補修を行うとともに、広場などで休息などができるよう、ふれあいベンチの設置を行います。

2 地域での見守りや助け合いをすすめる

住み慣れた地域で、誰もが安心して日常生活を送るためには、隣近所や地域内での日常的なコミュニケーションや見守り、支え合いが重要となります。また、このような取組を通して、地域内での要支援者を把握し、声をあげることができていない要支援者を支援につなげていくことが必要です。

隣近所や地域内での見守りや助け合いを促進するため、意識啓発や地域内での関係づくりに向けての支援を進めます。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小郡市の取組方針

- ① 高齢者や障がい者など支援が必要な人を把握し、地域と連携して見守りを行うとともに、必要な支援へとつなげます。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ① 高齢者や障がい者など支援が必要な人を把握し、地域と連携して見守りを行うとともに、必要な支援へとつなげます。
- ② 地域の方々などと連携し、地域における見守り体制の整備を支援します。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ① あいさつなど、日頃からのコミュニケーション、近所づきあいを心がけます（自助・互助）
- ② 回覧板の受け渡しなど日常的な行動を活用した声かけや見守りを心がけます（互助・共助）
- ③ 登下校中の子どもたちの見守りを心がけます（互助・共助）
- ④ ひとり暮らしの高齢者、障がい者など、コミュニケーションが不足しがちな人や引きこもりがちな人たちを把握し、見守りや助け合いにつなげます（共助）
- ⑤ 見守り活動やサロン等の地域福祉活動は自治会や民生委員児童委員を中心に地域全体で取り組みます（互助・共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
高齢者の見守り活動	長寿支援課	高齢者のみの世帯を対象に見守り支援台帳を作成し、民生委員等と連携して見守りを実施します。
独居高齢者宅訪問活動	人権・同和対策課	隣保館・集会所職員が地域の独居高齢者宅への訪問活動を実施し、安否確認・生活相談・各種情報提供等を実施します。
学び場支援事業	人権・同和教育課	子どもたちが、地域の大人によるボランティアの見守りや支援を受け、「基礎基本の力」と「自学自習の力」を身につける「学び場支援事業」を推進します。
ふれあいネットワーク事業	社会福祉協議会	行政区ごとにふれあいネットワーク推進委員会を設置し、見守り活動を推進します。市民一人ひとりが無理なく、高齢者など支援が必要な方への声かけ、見守りなどをできるよう、地域・行政と連携して支援を行います。

地域福祉コラム

【地域内での見守り】

地域では、行政区や民生委員児童委員をはじめ、多くの団体がいろいろな形で見守りに携わり、地域全体で安心して暮らせるまちづくりを進めています。

中央1区では保育園がお散歩の時間を活用して高齢者への見守り・声かけを行っています。この取組は社会福祉法人による地域公益的な取組として行われています。



◆ちびっこ見守り隊の様子

また、みくに野団地区では空き缶を収集場所まで持参できない高齢者宅へ中学生が訪問・回収に行き、併せて声かけを行っています。

これらの取組は高齢者の安否確認だけではなく、世代間交流の機会にもなっています。

取組の柱

3-2

いのちを守る支援の充実

1 生活困窮者への支援を充実させる

生活困窮の課題を抱える世帯では、障がい、ひとり親家庭などその原因となる様々な課題を複合的に抱えているケースが多く、自身の悩みや課題を相談できず、社会的に孤立してしまうケースが懸念されます。

生活において困難を抱える人たちに対しての経済的・物質的支援を充実させていく他、見守りや相談支援などの体制の強化を図ります。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小都市の取組方針

- ①生活をする上で困難を抱える市民に対し、公的な支援や手当等を実施します。
- ②生活困窮者が受けることができる公的な支援や手当について、わかりやすく周知・広報をします。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ①生活困窮者をはじめ、様々な課題を抱える人たちに対して相談支援を実施し、必要な公的支援や福祉サービスにつなげます。
- ②複合的な課題を抱える人に対し、多面からのアプローチができるよう、関係機関との連携体制を強化します。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ①生活困窮者は地域の中で孤立したり、声をあげられなかったりするケースが考えられるため、注意して把握し、支援につなげるよう努めます（共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
生活困窮者 自立支援事業	・市 ・社会福祉協議会	仕事や借金、家族関係など、様々な理由で経済的に困窮している人の相談に応じ、困窮状態から早期に脱却するための支援を行います。生活困窮者の抱えている課題を分析し、支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を策定し、計画に基づく包括的な支援ができるよう関係機関との連絡調整などを行います。
生活困窮者への 包括的な 相談支援の充実	社会福祉協議会	生活困窮者の多くは、複合的な課題を抱えているため、相談内容に応じて支援や制度を組み合わせながら支援を行います。また、現在の制度のみでの支援が難しい人には、様々な社会資源を活用しつつ、ワンストップかつ包括的な支援の総合的な相談窓口としての機能を果たせるような仕組みづくりを行います。
ふくおかライフ レスキュー事業	社会福祉協議会	生計困難者等への公的な制度やサービス等への橋渡しを行い、必要に応じて生活必需品の給付、食事の提供等の支援を行います。
生活福祉資金 貸付事業	社会福祉協議会	低所得世帯、障がい者世帯、また、失業などによって生活の維持が困難となった世帯に対し、必要に応じた生活資金の貸付を行い、生活の自立を支援します。
緊急援護資金 貸付事業	社会福祉協議会	低所得世帯などに対し、緊急時に対応できる小口資金の貸付を行います。
日常生活自立 支援事業	社会福祉協議会	認知症高齢者、知的障がい・精神障がいのある人の中で、判断能力が十分ではない人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、福祉サービス利用料金の支払い代行、日常生活の金銭管理などを行います。
善意銀行事業	社会福祉協議会	社会福祉に貢献したいという住民の善意の金銭や物品、また、労力を預託し、善意を必要としている人に、これらの預託金品や労力を支給・貸与するシステムを検討します。

2 複雑な課題を抱える人や、いのちを守る取組を支援する

ライフスタイルの多様化や、ライフステージの移行に伴い、既存の制度では対応が困難、また、福祉サービスの基準には該当しないものの何らかの支援が必要と考えられる、いわゆる「制度の狭間」への対応が、全国的に課題となっています。

「誰一人取り残さない」セーフティネットの強化を図るため権利擁護の取組を推進するとともに、現行の制度で対応が難しいケースに対し、柔軟に対応するための連携体制や、相談支援体制の強化に努めます。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小都市の取組方針

- ① 複雑な課題を抱える人を早期に把握し、相談支援につなげられるよう、関係機関との連携強化や情報共有を促進します。
- ② 権利擁護の視点から、虐待や認知症への理解促進をはじめ、支援を要する人のいのちや財産を守る取組を進めます。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ① 様々な課題を抱える人に対する相談支援を実施し、課題解決に向けてアプローチをするとともに、必要とされる支援へとつなげます。
- ② 地域の方々と連携し、複雑な課題を抱える人の見守りや早期把握に努め、支援へとつなぎます。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ① 虐待の可能性を感じた時は、匿名で構わないので、関係機関へ通報します（自助・互助）
- ② 複雑な課題を抱える人は地域の中で孤立したり、声をあげられなかったりするケースが考えられるため、注意して把握し、支援につなげるよう努めます（共助）
- ③ 認知症など病気の理解を促進するとともに、認知症の方などの行方不明に備えた見守りと連絡の体制づくりを進めます（共助）



◆ 立石 SOS ネットワーク搜索、声かけ模擬訓練の様子



◆ 企業で実施された認知症サポーター養成講座の様子

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
認知症高齢者等 SOSネット ワークシステム	長寿支援課	認知症高齢者等が行方不明になった場合に、市や関係機関、地域住民等が連携して行方不明者を早期に発見するためのネットワークを整備します。
虐待防止に 向けた取組 (高齢者)	長寿支援課	虐待を早期に発見し、介入することで深刻化を防ぎます。また、養護者へ支援を行い介護の負担を軽減することで、高齢者虐待を未然に防ぎます。
虐待防止に 向けた取組 (子ども)	子育て支援課	関係機関、関係者による支援を実施するとともに、ケース検討会議を行い、関係者で情報の確認・共有をします。
虐待防止に 向けた取組 (障がい者)	福祉課	長寿支援課と子育て支援課と連携し、虐待対応をします。また、虐待通報対応マニュアルを活用し、担当職員以外であっても対応可能なように体制整備をします。
認知症サポーター 養成講座	長寿支援課	認知症サポーター養成講座を開催し、参加者への認知症に対する正しい知識の啓発及び自分ができる範囲での支援についてスキルアップを図ります。
「チームオレンジ」 事業の推進	長寿支援課	地域で暮らす認知症の人やその家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結ぶための「チームオレンジ」を推進し、活動を支援します。
成年後見の市長 申立等による 支援	長寿支援課	成年後見制度の利用が必要な高齢者に対し、その申立を行う親族等がない場合、市長による申立を行い、高齢者本人の権利・財産の保護を図ります。
日常生活支援 事業	子育て支援課	ひとり親家庭又は寡婦の方が就職活動や技能習得のための通学、疾病等に伴い、一時的に生活援助や保育などのサービスが必要な場合などに、家庭生活支援員を派遣し、育児や身の回りのお世話を支援します。
養育支援訪問 事業	子育て支援課	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。
うつ家族広場	福祉課	うつ病・抑うつ状態と診断された方のご家族の集いを設け交流や情報共有の機会となるよう取り組み、自殺対策につなげます。

3 災害に備えた取組をすすめる

東日本大震災以降、災害対策が全国的な課題となる中、近年、小都市においても、突発的な豪雨や地震など命を脅かす災害が身近に起こり、災害への備えの重要性が再認識されています。

行政と社会福祉協議会による災害時の対応や支援を充実させていくとともに、自主防災組織の活動の活性化を図り、災害が起きた時の安全な避難や支え合いができるような地域づくり・関係づくりを後押ししていきます。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小都市の取組方針

- ①地域内での高齢者や障がい者など、避難行動要支援者について把握し、災害時に支援ができる体制を整えます。
- ②地域での自主防災組織の活動を支援し、地域の防災力向上を図ります。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ①災害時には災害ボランティアセンターを設置し、災害時のボランティア活動が円滑に行われる体制を整えます。
- ②災害時に備え、関係機関やボランティア団体と連携し、ボランティア養成講座などを行います。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ①非常時の備蓄や避難場所と避難経路の確認など、個人や家族でも災害時に備えます（自助）
- ②地域で防災訓練や避難所での対応訓練などを実施するとともに、若い世代へも参加の呼びかけを行います（共助）
- ③普段からの関係づくりや見守りを、災害時の要支援者の把握につなげます（共助）
- ④地域での危険場所について、把握と改善に努めます（共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
自主防災組織 育成事業	防災安全課	行政区での自主防災組織の活動を活性化し、その活動を支援していくため、防災に関する研修会の開催、防災知識の普及啓発、校区単位での訓練の実施等の取組を行います。
避難行動要支援者支援（個別支援プラン）の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿支援課 ・福祉課 ・防災安全課 	「避難行動要支援者対象者リスト」に掲載している要支援者全員の「個別支援プラン」が策定されるよう、自主防災組織による支援体制の確立を推進します。
災害ボランティア 講座事業	社会福祉協議会	災害に備え、災害ボランティアに関する講座を開催し、災害に対する意識づけや、災害時のボランティア活動につなげます。
災害時を意識 した見守り活動 の推進	社会福祉協議会	災害時の安否確認や避難行動支援などを意識し、ふれあいネットワークによる日頃の声かけや見守り訪問を実施するよう呼びかけます。

地域福祉コラム

【自主防災活動】

行政区ごとの自主防災組織や、校区単位で防災に関する様々な取組が行われています。災害時の地域内での助け合い、支え合いが期待されています。



◆図上訓練「イメージTEN」

災害時に自主防災組織がどのように対応したらよいかを考える訓練です。

災害の発生前～発生後までの自主防災組織の役割や必要な人材、不足している資機材などを検証し、自主防災組織の災害対応力や組織力の向上を図ります。

◆防災運動会

競技に防災を取り入れた運動会です。楽しみながら防災知識や災害時に必要なノウハウを学ぶことができ、地域内の世代間交流などコミュニティの活性化にもつながります。



第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進

(1) 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している市民一人ひとりです。住み慣れた地域で支え合い、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取組だけでは不十分であり、市民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉や介護のサービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

(2) 市・社会福祉協議会による計画の推進

市の施策については、全庁的に取組を行う必要がある施策や、庁内各課が緊密な連携を図る必要がある施策などについて、進行管理を行いながら推進を図ります。地域福祉計画に掲げた基本目標の推進に資するかどうかの観点から、各保健福祉分野の個別計画で示されている施策や庁内各課の事業を整理し、各課による進行管理とは別に、地域福祉推進の観点から庁内各課の施策や事業の進行管理を行い、不足している取組について検討を行っていきます。

また、地域福祉推進の中核的な存在である社会福祉協議会を市の施策を進める上での重要なパートナーと位置付け、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携を図っていくとともに、その地域福祉活動を支援し、協力して事業の実施を推進していきます。

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を使命とする団体として、市と連携して本計画の推進役を担います。市民や各種団体、社会福祉を目的とする事業者との調整役として、本計画に対する理解と協力を求め、さらに本計画の活動に参画してもらいながら、本計画の推進を図ります。

(3) 福祉や介護のサービス事業者による計画の推進

福祉や介護のサービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組むことが大切です。

今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、市民が福祉活動へ参加するための支援、福祉のまちづくりに参画するよう努めます。

(4) 市民による計画の推進

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

支援の必要の有無にかかわらず、市民一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっている様々な問題を地域において解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として、地域福祉活動や地域活動、ボランティア活動などの社会活動に自ら積極的かつ主体的に参画するよう努めます。

(5) 計画の進行管理

本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくため、市民や福祉関係団体の代表、学識経験者などにより構成する地域福祉計画策定委員会において、進捗状況を評価し、ご意見をいただきながら、各種施策の見直しや本計画の推進を図ります。

資料編

1 小郡市地域福祉計画策定委員会設置規則

○小郡市地域福祉計画策定委員会設置規則

(設置)

第1条 小郡市における地域福祉の充実・強化を計画的に推進するための小郡市地域福祉計画（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画をいう。）及び小郡市地域福祉活動計画（以下「計画」と総称する。）並びに社会福祉法人が実施する地域公益事業（同法第55条の2第4項第2号に規定する公益事業をいう。第4条第3号において同じ。）に関し、必要な事項を協議し、又は意見を述べるため、小郡市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、15人以内の委員で組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) その他市長が必要と認めた者

(組織)

第3条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 計画の進捗状況の評価に関すること。
- (3) 社会福祉法人が実施する地域公益事業に関し、意見を述べること。
- (4) 前3号の目的を達成するために必要なこと。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし、委員が任期途中で交代した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、会長が必要に応じ招集し、議事を進行する。ただし、会長及び副会長が不在のときは、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席により成立するものとする。

3 委員会において必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(小郡市地域福祉計画策定推進会議の設置)

第7条 必要に応じ、委員会に小郡市地域福祉計画策定推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 推進会議の委員は、関係団体の代表者、市民福祉部長及び計画策定に関する課の課長（室長を含む。）で構成する。

3 推進会議に議長を置き、市民福祉部長をもって充てるものとする。

4 議長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

5 議長が必要と認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(報酬)

第8条 委員会の委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成23年小郡市条例第9号）の規定により支給する。

(庶務)

第9条 委員会及び推進会議の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会及び推進会議の運営に関して必要な事項は、それぞれ会長及び議長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成25年6月21日から施行する。

2 会長が互選されるまでの間、会議の招集及び運営は市長が行う。

附 則（平成27年5月29日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月21日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月22日規則第19号）

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

2 小郡市地域福祉計画策定委員会委員名簿

氏名	所属団体名	任期
中村 秀一 (会長)	学校法人真宗大谷学園九州大谷短期大学	平成30年7月17日 ～令和2年7月16日
近藤 忠義 (副会長)	小郡市民生委員児童委員協議会	平成30年7月17日 ～令和2年7月16日
島田 昇二郎	小郡三井医師会	平成30年7月17日 ～令和2年7月16日
吉塚 邦之	社会福祉法人小郡市社会福祉協議会	平成30年7月17日 ～令和2年7月16日
古賀 敏幸	特定非営利活動法人サポネットおごおり	平成30年7月17日 ～令和2年7月16日
児島 征毅	小郡市ふれあいネットワーク推進委員会	平成30年7月17日 ～令和元年5月13日
森 勝則		令和元年5月14日 ～令和2年7月16日
久永 由紀子	介護家族の会「笑顔のつどい」	平成30年7月17日 ～令和2年7月16日
野口 憲治	小郡市老人クラブ連合会	平成30年7月17日 ～令和2年7月16日
野田 利郎	NPO 法人しょうがい者と共に生きる 「みんなのかえるランド」	平成30年7月17日 ～令和2年7月16日
中村 愛沙	のびのび親子クッキング	平成30年7月17日 ～令和2年7月16日
河原 壽一郎	小郡市区長会	平成30年7月17日 ～平成31年3月31日
中間 敏久		平成31年4月1日 ～令和2年7月16日
永利 眞由美	小郡市ボランティア連絡協議会	平成30年7月17日 ～令和2年7月16日

3 策定プロジェクト設置要綱

(設置)

第1条 市民の生活に身近に関わりの深い第2次小郡市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を市民主体で策定するため、第2次小郡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトの所掌事務は、計画の策定に関することとする。

(委員)

第3条 プロジェクトの委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 小郡市職員
- (2) 小郡市社会福祉協議会職員
- (3) 公募の市民
- (4) その他市長が必要と認めた者

2 前項第1号に掲げる者は、次に掲げる者のうちから、市長が選任する。

- (1) 別表に掲げる所属部署及び職の職員
- (2) 公募の職員

(任期)

第4条 プロジェクトの委員の任期は、計画の策定が完了する日までとする。

(庶務)

第5条 プロジェクトに関する庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

所属部署		職
経営政策部	総務課	防災安全係長
市民福祉部	福祉課	地域福祉係長
		生活福祉係長
		障がい者福祉係長
	介護保険課	介護保険係長
高齢者サービス係長		
地域包括支援センター企画主査		
	コミュニティ推進課	コミュニティ推進係長
子ども・健康部	子育て支援課	子ども総合相談センター企画主査
	保育所・幼稚園課	保育支援係長
	子ども育成課	医療・手当係長
	健康課	総務係長
健康推進係長		
教育部	生涯学習課	社会教育係長

4 計画策定の経過

開催日・期間		会議名など	内容
平成30年	7月17日	平成30年度 第1回 計画策定委員会	・策定方針、スケジュール、市民参画による計画策定の概要等について
	8月26日	第1回 策定プロジェクト	講演 テーマ：「これからの地域福祉活動の在り方を考える～地域で支え合うことの重要性～」 講師：中村 秀一 氏 (九州大谷短期大学福祉学科 学科長／教授) ※策定委員会委員長
	10月～11月	市民意識調査	
	11月18日	第1回 市民ワークショップ (おごおり福祉トーク！)	テーマ：「みんなで“ふだんの暮らしのしあわせ”についてかたろう！」～小郡市の良いところ、もっと良くしたいところについて～
	12月1日	第2回 市民ワークショップ (おごおり福祉トーク！)	
平成31年	1月26日	市民団体ワークショップ (おごおり福祉トーク！)	テーマ：「みんなで“ふだんの暮らしのしあわせ”についてかたろう！」～小郡市の「良いところ」「良くしたいところ」とは？「良いところ」を伸ばし、「良くしたいところ」を改善する取組とは～
	2月～3月	分野別課題調査	
令和元年	6月2日	第2回 策定プロジェクト	ワークショップ ・市民意識調査結果について ・市民ワークショップ・市民団体ワークショップ結果について ・計画骨子(体系)案について
	6月27日	令和元年度 第1回 計画策定委員会	・各種調査結果について ・計画骨子(体系)案について
	7月28日	第3回 策定プロジェクト	ワークショップ ・計画の体系案(基本目標など)に基づいた、取組内容について
	9月1日	第4回 策定プロジェクト	
	10月6日	第5回 策定プロジェクト	ワークショップ ・重点的な取組の案について ・小郡市の地域福祉の将来像について
	11月22日	令和元年度 第2回 計画策定委員会	計画素案の検討について
令和2年	1月23日 ～2月14日	パブリックコメントの実施	
	3月18日	令和元年度 第3回 計画策定委員会 中止により書面審議 ※新型コロナウイルス感染症 感染防止対策のため	・パブリックコメントの結果について ・計画(案)の決定について

5 用語解説

	用語	解説
あ 行	アウトリーチ	支援の対象者が居る場所に積極的に向かい働きかけ、必要な人に必要なサービスと情報を届けること。
	アンビシャス 広場	福岡県が実施する事業であり、子どもたちが気軽に立ち寄り、思い思いに活動しながら、幅広い世代の人とのコミュニケーションをとれる「居場所」を提供する事業。
	生きがい活動支援 通所サービス	高齢者を対象に、デイサービスセンターなどにおいて教養講座や趣味、スポーツ活動の機会等を提供する事業。
	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称であり、社会的ネットワークを構築できるサービスやウェブサイトを指す。
	NPO	「Non-Profit-Organization」の略で「民間非営利団体」のこと。ボランティア団体や公益的な法人を含む概念。
か 行	介護保険制度	日常生活において、介護が必要な状態の軽減や悪化の防止のために支援が必要な方（要支援者）や、常時介護を必要とする状態にある方（要介護者）と認定された方に対し、介護保険で利用できるサービス（訪問介護、通所介護などの「在宅介護サービス」や、介護保険施設に入所して受ける「施設介護サービス」など）を利用する際の費用を税金で一部負担する制度。市町村は、第1号被保険者（65歳以上の者）に対し、被保険者証を交付しなければならない。
	介護療養型医療 施設	重度の要介護者に対し、医療処置とリハビリを提供する施設であり、医療法人が運営する。
	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	要介護3～5の認定を受け、常に介護が必要な状態な方を対象に介護を行う施設。社会福祉法人や地方自治体が運営する。
	介護老人保健施設 （老人保健施設）	要介護度1～5の高齢者を対象に、要介護者の自立と家庭への復帰を目指すために、看護・介護といったケアやリハビリ、日常生活支援まで併せて提供する施設。
	看護小規模多機 能型居宅介護	要介護度が高く、医療的なケアを必要とする人が、住み慣れた家や地域で安心して生活できるよう、「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせるサービスを提供する。
	共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を営む住居に入居している、障がいのある方に対して、主に夜間において、生活に関する相談の他、必要な日常生活上の世話をすること。
	居宅介護支援	介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャーによるケアプランの作成や、サービスを提供する事業所等との連絡・調整を行うもの。
	ケアハウス	主に身寄りのない高齢者や独居の高齢者が入所し、比較的低額な利用料金で、生活の介助やサポートを受けることができる施設。
	子育て支援 センター	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する窓口。

用語		解説
か 行	子育て世代包括支援センター	妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整を行い、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する窓口。
	災害ボランティアセンター	被災地に臨時で設置される民間のボランティアセンター。被災地のボランティア活動の窓口となり、被災者ニーズの把握、外部ボランティア受入れ等を行う。
さ 行	在宅介護支援センター	地域における高齢者福祉の向上を目的に、地域に根ざした相談支援や実態把握、関係機関等との調整等の取組を行う機関。
	児童発達支援	障がいのある児童を対象に、日常生活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うこと。
	児童養護施設	親の離婚や病気、家庭での不適切な養育など、様々な事情により家族による養育が困難な子どもたちが生活し、自立支援を受ける施設。
	自主防災組織	地域住民による任意の防災組織を言う。主に自治会等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。
	社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人。
	就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある方に対して、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上、就労に関する相談等の支援を行うもの。
	就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所に雇用されることが困難である者に対して就労機会の提供を行う支援。雇用契約を結び利用するものをA型、結ばずに利用するものをB型と呼ぶ。
	障害者生活支援センター	障がい者に身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面での一体的な支援を実施する機関。
	障害者手帳	【身体障害者手帳】…身体障害者福祉法に定める身体上の障がいがある人が、各種の障がい福祉サービスを受けやすくするための手帳。 【療育手帳】…知的障がいのある人が各種の障がい福祉サービスを受けやすくするための手帳。 【精神障害者保健福祉手帳】…一定程度の精神障がいの状態にあることを認定するもの。手帳を持っている方々には、様々な支援策が講じられている。 【自立支援医療受給者証】…心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度を受け取るためのもの。精神障害者保健福祉手帳と同時に申請される場合が多いが、受給の条件として、障害者手帳の所持の有無は問われない(自立支援医療制度のうち、更生医療は身体障害者手帳の所持者が対象となる)。
	小規模多機能型居宅介護	通いによるサービスを中心にして、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練(リハビリテーション)を行うもの。要介護1以上の認定を受けた方が対象。
	自立訓練 (生活訓練)	知的障がいまたは精神障がいのある方に対して、サービス事業所または居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談などの支援を行うもの。

用語		解説
さ 行	自立支援協議会	障がい者支援に携わる地域の関係者が集まり、地域の課題を共有し、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を持つ機関。
	生活介護	常時介護を必要とする障がい者を対象に、通所により主に昼間に、入浴や排泄、食事などの介護や家事、相談及び助言などを行うもの。
	成年後見制度	精神上の障がいなどによって判断能力が十分でない人が不利益を被らないように、家庭裁判所に申立てを行い、代理権や同意権・取消権の付与を受けてその人を援助してくれる人（成年後見人等）を付けてもらう仕組み。
た 行	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方等を対象に、入所・入院中から地域生活への移行の準備等の支援を行うもの。
	地域活動支援センター	障がい者等を対象として、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する障害者総合支援法上の施設。
	地域カフェ	自治体やNPO法人などが開設する、地域住民が気軽に集い語り合える場所や施設。地域活性化の拠点としての活用が期待される。
	地域共生社会	高齢者・障がいのある人・子どもなど、すべての人々が、制度・分野や、支え手側・受け手側という関係を超えて、地域の多様な主体とともに参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
	地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所または退院し、単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、見守りを行う支援。
	地域包括支援センター	福祉・介護・保健が一体となって、高齢者の生活を支える機関。社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師等の専門職が連携して、介護サービス等様々な相談を受ける。
	DV	「domestic violence」の略称であり、「家庭内暴力」と訳される。主に配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）者から振るわれる身体的、心理的、性的暴力等を指す。
	デマンド型交通	利用者の予約により運行する方式で、運行ダイヤや発着地などの組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。
	同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある方の外出に同行し、介護や援助を行い、社会参加や地域生活を支援するもの。
	同和問題	日本社会の歴史の過程で形づくられた身分制度に基づく差別により、国民の一部の人々が経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けている、日本固有の人権問題。
特別支援学校	障がいを持つ児童・生徒に対して、学校教育を行うとともに、生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能の習得を目的とした学校。	
な 行	認可保育所	国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たし、都道府県知事に認可された保育所。
	認知症	記憶障害に始まり、知的能力が脳の後天的な変化により著しく低下する病気。
	認知症サポーター	認知症サポーター養成講座や研修を受け、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して支援を行う者。

用語		解説
は 行	避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する「要配慮者」のうち、災害が発生した場合に自ら避難することが困難で、特に支援を要する者。
	福祉委員、福祉協力員等	民生委員児童委員、区長等と協力し、より身近な地域において見守りやサロンなど、福祉活動やボランティアを実践する者。
	福祉課題	この計画では、住民が日々の生活の中で抱えている様々な問題や課題のうち、特に社会福祉に関連する課題についての総称。
	福祉有償運送事業	一人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、NPO 等が個別輸送サービスを提供するもの。
	保育所等訪問支援	障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、訪問支援員が支援を行うもの。
	放課後等デイサービス	障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所や、生活能力向上のための訓練等を提供するもの。
	防災リーダー	地域において防災活動を率先して実践し、災害時対応の中心的な役割を担う者。
	ボランティアポイント制度	地域でのボランティア活動を行った場合にポイントを付与し、ポイントに応じて換金等を行うことができる制度。
ま 行	ボランティア連絡協議会	市内のボランティア団体が加入し、活動の資質向上のための情報収集や、団体間の交流・連絡調整を行う機関。
	民生委員児童委員・主任児童委員	「民生委員」は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要援助者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力を行う。行政協力という公共性を持つ一方、地域のボランティアとしての自主性を持つ活動を行う。また、民生委員は児童委員を兼ねている。 「児童委員」は、児童の生活環境の改善、保健、福祉など、児童福祉に関する援助を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
や 行	養護老人ホーム	65歳以上で、環境上の理由や経済的な理由などにより自宅での生活が困難になった方が入所する施設。
ら 行	隣保館・集会所	人権・同和問題の啓発拠点及び地域福祉向上のための地域住民の交流拠点として、各種相談事業やあらゆる人権問題解決のための各種事業を行う施設。
わ 行	ワーク・ライフ・バランス	「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。
	ワールド・カフェ方式	カフェのようにリラックスした雰囲気の中で、4～5人のグループで対話を行い、他のグループとメンバーをシャッフルして対話を続けるワークショップ形式。
	ワンストップ	利便性向上のため、窓口の一元化など、複数の用事を一箇所で済ませることができるようにすること。

第2次小郡市地域福祉計画・小郡市地域福祉活動計画

発行年月 令和2年3月

編集・発行 小郡市市民福祉部福祉課地域福祉係
小郡市社会福祉協議会

【小郡市市民福祉部福祉課地域福祉係】

〒838-0198 福岡県小郡市小郡 255 番地 1

TEL : 0942-72-2111 (代表) FAX : 0942-73-2555

【小郡市社会福祉協議会】

〒838-0126 福岡県小郡市二森 1167-1 小郡市総合保健福祉センター内

TEL : 0942-73-1120 FAX : 0942-72-5694